

# 令和5年度の地域力創造グループの施策等について②

---

令和5年1月23日  
地域力創造グループ  
地域自立応援課

# 地域おこし協力隊

---

## 地域おこし協力隊について①

○令和3年度の地域おこし協力隊の隊員数は、前年度から455名増の6,015名となった。

(うち、特別交付税によるものは、前年度から541人増の6,005人)

○また、受入自治体数は前年度から20団体増加し、1,085団体となった。

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度
隊員数	89人	257人	413人	617人	978人	1,629人 (1,511人)	2,799人 (2,625人)	4,090人 (3,978人)	4,976人 (4,830人)	5,530人 (5,359人)	5,503人 (5,349人)	5,560人 (5,464人)	<b>6,015人 (6,005人)</b>
団体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体	673団体	886団体	997団体	1,061団体	1,071団体	1,065団体	<b>1,085団体</b>

※総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づく隊員数

※平成26年度以降の隊員数は、名称を統一した旧「田舎で働き隊(農林水産省)」の隊員数(26年度:118人、27年度:174人、28年度:112人、29年度:146人、30年度:171人、R元年度:154人、R2年度:96人、R3年度:10人)と合わせたもの。カッコ内は、特別交付税ベース

※令和2年3月末までに任期終了した隊員(8,082人)との合計は、14,097人

参考：地域おこし協力隊について

隊員の約4割は女性

隊員の約7割が  
20歳代と30歳代

任期終了後、およそ65%が  
同じ地域に定住※R3.3末調査時点

○**制度概要**：都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員が、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

○**実施主体**：地方公共団体 ○**活動期間**：概ね1年以上3年以下

○**総務省の支援**：・**特別交付税措置**（隊員1人あたり480万円上限 等）

・**令和5年度予算(案)：2.1億円**

（ ・ 隊員のなり手の掘り起こし（地域おこし協力隊全国サミット 等）  
 ・ 受入れ・サポート体制の強化（地域おこし協力隊サポートデスク 等）  
 ・ 定住促進に向けた起業支援（起業・事業化研修 等） **2** ）

## 地域おこし協力隊について②

地域おこし協力隊導入の効果  
～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～



### 地域おこし協力隊

- 自身の才能・能力を活かした活動
- 理想とする暮らしや生き甲斐発見

### 地 域

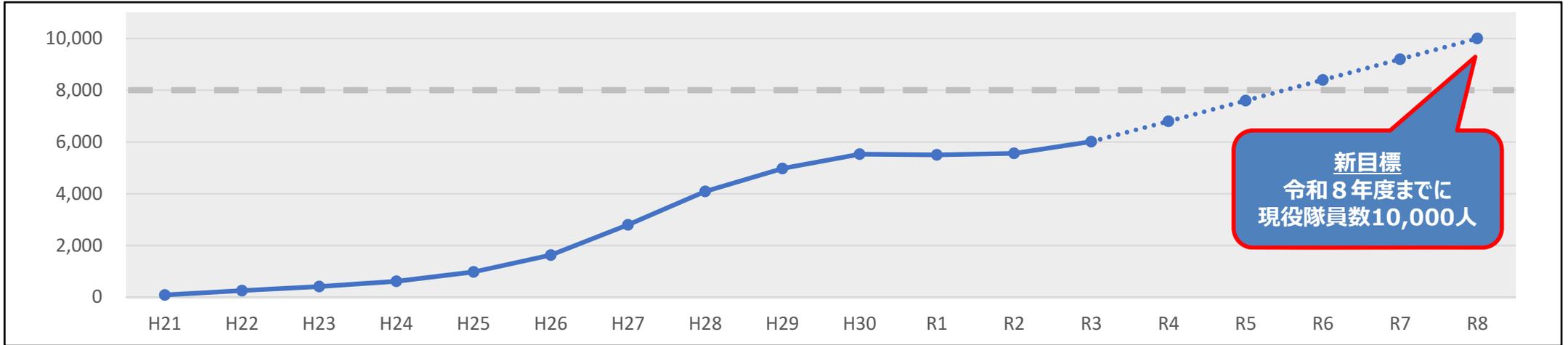
- 斬新な視点  
(ヨソモノ・ワカモノ)
- 協力隊員の熱意と行動力が  
地域に大きな刺激を与える

### 地方公共団体

- 行政ではできなかった柔軟な地域おこし策
- 住民が増えることによる地域の活性化

# 地域おこし協力隊 隊員数の増加に向けた取組について

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
隊員数	89	257	413	617	978	1,629	2,799	4,090	4,976	5,530	5,503	5,560	6,015
取組自治体数	31	90	147	207	318	444	673	886	997	1,061	1,071	1,065	1,085



## 応募者数の増加

- 制度の認知度不足
- 受入自治体の募集内容に魅力がない

- SNSを中心とした情報発信の強化や事例の発掘によるメディアへの働きかけ
- おためし協力隊・協力隊インターンの活用推進
- 受入自治体における募集・受入の強化 (サポートプラン①)

## 募集者数・受入自治体数の増加

- 受入実績がないor隊員数が少ない自治体が存在
- 職員の負担増

- 研修・マニュアルの充実等により募集・受入のノウハウを共有
- 複数人の隊員の受入れを働きかけや多様な分野での活用を促進
- 受入自治体におけるサポート体制の強化 (サポートプラン②)

## 隊員のサポート体制の強化 (ミスマッチの防止)

- 隊員のニーズの多様化
- 任期途中の退任者が一定存在
- 隊員の孤立

- サポートデスクによる相談体制の確保
- 都道府県OB・OGネットワークの強化によるサポートの充実
- 受入自治体におけるサポート体制の強化 (サポートプラン②) (再掲)

## 任期終了後の定住に向けたサポート

- 任期終了後の仕事が見つからない、住むところがない

- 就業に向けた支援の強化
- 空き家の利活用や住まい探しの支援
- 起業・事業承継に向けた支援の強化 (サポートプラン③)

# 地域おこし協力隊 受入サポートプラン

- 地域おこし協力隊は、令和3年度には6,015名の隊員が全国で活用し、これまでに任期終了した隊員との合計は14,000名以上となっている。また、隊員のおよそ65%は任期終了後も引き続き同じ地域に定住し、地域活性化の大きな力となっている。
- 地方への新たな人の流れを創出するため、こうした取組を更に推進することが重要であることから、令和8年度までに現役隊員数を10,000名とすることを目標として、以下のとおり、各フェーズの**隊員・受入自治体双方に対するサポートの充実**を図る。

## ① 受入自治体に対する 募集・受入のサポート

### ★隊員の募集等に要する経費の財政措置 (特別交付税措置)

#### 【措置上限】

**300万円/1団体**を上限  
(200万円/1団体から引上げ)

#### 【対象経費】

OB・OG等から募集案件の企画について  
アドバイスを受ける経費、民間求人サイトを  
活用したPRに要する経費 等

- 外部人材の活用を促進し、各自治体の**募集の企画力を強化**するとともに、隊員のミッション等を具体化することで、**ミスマッチの防止**を図る。
- 民間求人サイトを活用し、**募集のPRを強化**することで、各自治体における**応募者の裾野を広げる**。

## ② 現役隊員に対する サポート体制の強化

### ★隊員の日々のサポートに要する経費の財政措置 (特別交付税措置) **NEW!**

#### 【措置上限】

**200万円/1団体**を上限

#### 【対象経費】

OB・OG等に隊員の日々のサポート（活動や生活に関する日々の相談、地域住民とのつながりづくり等）を委託する経費 等

- 市町村単位でのよりきめ細やかなサポート体制の確保を促進し、隊員の孤立を防止し、各自治体における**任期途中の退任者を減らす**。
- **受入自治体職員の負担軽減**を図るとともに、**OB・OGが引き続き同じ地域で活躍できる場**をつくる。

## ③ 任期終了後の 定住に向けたサポート

### ★隊員等の起業・事業承継に要する経費の財政措置 (特別交付税措置)

#### 【措置上限】

**100万円/1人**を上限

#### 【対象期間】

「最終年次及び任期終了後1年」としているところ、**「任期2年目から任期終了後1年」に適用年度を拡充**（任期1年目は対象外）

- 隊員が早期から起業等の準備に着手できるようにすることで、**円滑な定住のサポートを促進**する。

<イメージ図>



## 地域おこし協力隊に係る地方財政措置について

### ◎ 地域おこし協力隊に取り組む自治体に対し、次に掲げる経費について、特別交付税措置

#### 【隊員の募集・受入】

赤字は令和5年度に拡充した部分

① 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：**300万円 / 1団体を上限**

➢ 「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：100万円 / 1団体を上限

➢ 「地域おこし協力隊インターン」に要する経費：100万円 / 1団体を上限<sup>(※1)</sup>、1.2万円 / 1人・1日を上限<sup>(※2)</sup>

(※1) …団体のプログラム作成等に要する経費、(※2) …参加者の活動に要する経費

#### 【隊員の活動期間中】

② 地域おこし協力隊員の活動に要する経費：**480万円 / 隊員1人を上限**

・報償費等…280万円（隊員のスキルや地理的条件等を考慮した上で、最大330万円まで支給可能。その場合も480万円が上限）

・その他の経費…200万円（活動旅費、作業道具等の消耗品費、関係者間の調整などに要する事務的な経費、研修等の経費など）

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和元年度から3年度までに任用された隊員を対象として、受入自治体が「任期の延長が必要」と認めた場合には、2年を上限として任期の特例を認めることとし、他の隊員と同様に報償費等について特別交付税措置。

③ 地域おこし協力隊員の日々のサポートに要する経費(市町村のみ)：**200万円 / 1団体を上限**

#### 【隊員の任期終了後】

④ 地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費：**100万円 / 1人を上限**

・任期2年目から任期終了後1年以内の起業又は事業承継が対象。

⑤ 任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費：**措置率0.5**

### ◎ 都道府県に対し、以下の取組に要する経費について、普通交付税措置

① 地域おこし協力隊等を対象とする研修等

② 地域おこし協力隊員OB・OGを活用した現役隊員向けのサポート体制の整備

# 地域おこし協力隊インターン

- 令和8年度までに現役隊員数を10,000人とする目標の達成に向け「応募者数の増加」が急務であるなか、令和元年度から「おためし地域おこし協力隊」を実施しているが、隊員としての実際の活動や生活が具体的にイメージしにくいという意見も。そこで、「おためし」と「本体」との間に、令和3年度から「地域おこし協力隊インターン」を創設し、応募者の裾野を拡大。

## おためし地域おこし協力隊

### ★期間

- ・主に2泊3日

### ★移住要件

- ・なし

### ★活動内容（例）

- ・行政、受入地域等関係者との顔合わせ
- ・地域の案内、交流会
- ・地域協力活動の実地体験 等

### ★財政措置（特別交付税措置）

- ・実施経費：1団体あたり100万円上限

## 地域おこし協力隊インターン

### ★期間

- ・2週間～3か月

### ★移住要件

- ・なし

### ★活動内容

- ・地域おこし協力隊と同様の地域協力活動に従事

### ★財政措置（特別交付税措置）

- ・インターンのプログラム作成等に要する経費：  
1団体あたり100万円上限
- ・協力隊インターン参加者の活動に要する経費：  
1人・1日あたり1.2万円上限

⇒**地方への移住に淡い関心を寄せる方や地域おこし協力隊をあまり知らない方へアピール！**

⇒**地域おこし協力隊への参加を具体的なイメージをもって検討することが可能に！**

## 地域おこし協力隊

### ★期間

- ・概ね1年～3年

### ★移住要件

- ・原則、都市地域から条件不利地域への移住が必要

### ★活動内容（例）

- ・地場産品の開発・販売等地域おこし支援
- ・農林水産業への従事
- ・住民の生活支援 等

### ★財政措置（特別交付税措置）

- ・募集経費：1団体あたり200万円上限
- ・活動経費等：1人あたり480万円上限

## 参考事例

- ・新潟県においては、「にいがたイナカレッジ」として、1か月（短期）～1年（長期）の「地域インターン」を実施。短期（主に大学生）113名、長期（主に社会人）35名が参加（2012～2019年度、延べ数）
- ・「集落の若い人たちが集まりに出やすくなったと思います」、「なかなか腰が重くて取り掛かれなかったことが、学生達が私たちの背中を後押ししてくれました」といった地域の声あり。



# 地域おこし協力隊の推進に要する経費

R5予算額(案):208百万円  
(R4予算額:244百万円)

- 地域おこし協力隊の隊員数は、令和3年度は6,015人であり、令和8年度までに10,000人とする目標を掲げている（デジタル田園都市国家構想総合戦略）。
- 目標の達成に向けて、**強力なPR活動、現役隊員・自治体職員双方へのサポートの拡充等の取組**により地域おこし協力隊を更に強化し、**地方への新たな人の流れを力強く創出**する。

## 制度周知・隊員募集

### ■「地域おこし協力隊全国サミット」の開催

- ・ 地域おこし協力隊や自治体関係者のほか広く一般の方の参加できる「地域おこし協力隊全国サミット」を開催し、事例報告やPR等により広く制度を周知するとともに、隊員同士の学び、交流の場を提供する。



### ■メディアやSNS等を活用した制度周知

- ・ 制度の更なる活用を推進するため、各種メディアやSNS等による制度周知を更に強化し、隊員のなり手の掘り起こしを行う。

### ■未導入自治体等に対するフォローアップ

- ・ **新規**募集・受入等について知見のある有識者を「地域おこし協力隊アドバイザー（仮称）」として派遣し、未導入自治体等に対するフォローアップを行う。
- ・ 募集・受入等のノウハウを全国へ広げていくため、調査分析、事例集の作成等を行う。

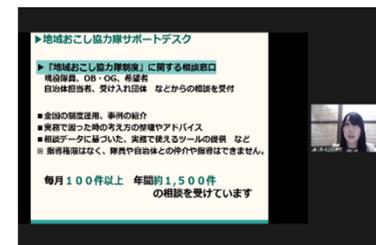
## 隊員活動期間中

### ■「地域おこし協力隊サポートデスク」等による相談体制の確保

- ・ 隊員や自治体職員からの相談に一元的に対応できるよう「地域おこし協力隊サポートデスク」において効果的なアドバイスを提供する。

### ■各種研修会等の実施

- ・ 初任者研修やステップアップ研修等といった隊員の「段階別」の研修を実施するとともに、隊員の孤立化の防止に向けて、同じ分野で活動する隊員間のつながりを強化するため、任期終了後にも頼れる知己を得る場として「活動分野別」の研修を実施する。
- ・ より一層の制度理解、隊員の円滑な活動の支援等のため、自治体職員向けの研修等の充実を図る。



### ■「ビジネスサポート事業」等の実施

- ・ 隊員の起業・事業化等を支援するため、専門家のアドバイスによるビジネスプランの磨き上げ、事業実現に向けたサポート等を実施する。

### ■OB・OGネットワークづくりの推進・強化

- ・ 各地域における協力隊OB・OGネットワークづくりを推進することにより、より身近できめ細やかなサポート体制を構築する。
- ・ **新規**「地域おこし協力隊全国ネットワーク（仮称）」を設立し、情報の発信や関係団体との連携強化、隊員やOB・OGの活動支援に取り組む。

## 任期後

### 起業・定住

地域への  
人材還流を  
促進！

# 地域おこし協力隊 OB・OG等によるサポートの支援

## 全国ネットワーク

## 都道府県OB・OGネットワーク 18団体（青色の地域）

## 市町村単位でのサポート

### 1. 地域おこし協力隊全国ネットワーク（仮称）の設立

- R 5 国費事業で「地域おこし協力隊全国ネットワーク（仮称）」を立ち上げ
- 情報の収集・発信、隊員やOB・OGの活動支援に取り組む

### 2. 都道府県OB・OGネットワークづくりの推進

- 隊員数の増加に伴い、全国一元的な研修・相談対応等のサポートのみでは限界もあるため、都道府県単位のOB・OGネットワークの形成を推進し、重層的なサポート体制を構築
- 研修や専門的な相談対応等に要する経費に対して普通交付税措置を講じているほか、ネットワークの立ち上げに係る経費（1団体当たり100万円上限）をR元～国費事業で支援
- ネットワークを設立済みの都道府県は18団体（青色の地域）

### 3. 市町村単位のサポート体制の強化

- OB・OG等に隊員の日々のサポート（活動や生活に関する日々の相談、地域住民とのつながりづくり等）を委託する経費に対してR 5～新たに特別交付税措置
- 市町村単位でのよりきめ細やかなサポート体制の確保を促進し、隊員の孤立を防止するとともに、隊員数の増加に伴う市町村職員の負担軽減を図る

## 地域おこし協力隊サポートデスク事業

- 地域おこし協力隊員の地域での活動が円滑に行えるよう受入・サポート態勢を支援  
「移住・交流情報ガーデン」内に相談窓口を開設（平成28年9月27日開設）

### 事業内容

- 地域おこし協力隊員や受入自治体からの相談に一元的に対応できる  
**「地域おこし協力隊サポートデスク」を開設。**
- 専門の相談員を配置し、隊員や自治体担当者から対面のほか、電話やメールでの相談・問合せを受け付け、効果的なアドバイスを提供。
- 全国の地域に共通する課題に対する経験やノウハウを共有化し、解決を後押し。
- 専門の相談員（協力隊員OB・OG等）  
8名（うち女性3名）でサポート。

※ ただし、地域おこし協力隊に要する経費に対する財政措置や地方公務員法関係については、サポートデスクではなく、各都道府県又は総務省に問い合わせてください。

### 地域おこし協力隊サポートデスクの相談対応状況

（平成28年9月27日～令和4年3月31日・営業日1,663日間）

#### 相談件数

合計7,544件	
・ 電話	5,683件
・ 電子メール	1,467件
・ 来訪（対面）	389件
・ 出張	5件

#### 相談者区分

・ 自治体関係者	3,682件（48.8%）
・ 地域おこし協力隊員	2,764件（36.6%）
・ 協力隊希望者	535件（7.1%）
・ その他	563件（7.5%）

# 「地域おこし協力隊全国オンラインイベント」の開催について

- 総務省では、例年、全国で活躍する地域おこし協力隊員や隊員OB・OGなどがそれぞれの活動状況などの情報を、地方移住や地域おこし協力隊に興味のある方、現役隊員、自治体関係者に向けて発信するイベントを開催。
- 令和3年度は、以下のとおり、令和4年1月22日（土）から計3回、オンラインで実施。
- 令和4年度は、令和5年3月上旬頃に、①自治体職員向け・②一般興味関心層向けのオンラインイベントを各1回、オンラインで実施予定。

出会い支え合う。地域のために、誰かのために。

参加料 事前  
無料 申込制

## 地域おこし協力隊 全国オンライン イベント

地方移住、地域おこし協力隊に興味のある方はぜひご参加ください。

全国オンラインイベント開催概要		オンラインでの開催 (ライブ配信、スマートフォンなどよりご参加いただけます。)
<b>第1回</b>	<b>第2回</b>	<b>第3回</b>
日時 2022年1月22日(土) 13:00~15:00(予定)	日時 2022年2月12日(土) 13:00~16:30(予定)	日時 2022年3月6日(日) 13:00~16:30(予定)
① 「知っておきたい地域おこし協力隊のトリセツ」 ② 一般向け(地域おこし協力隊員向け)	① 「地域おこし協力隊から見る、地域での女性活躍」 ② 女性向け(一般・協力隊員向け)	① 「地域おこし協力隊と地域の未来」 ② 地域おこし協力隊員(現役・OB・OG向け)

事前申込、詳細はwebサイトへ！ ▶ [地域おこし協力隊全国オンラインイベント](#) 検索

## 「地域おこし協力隊全国オンラインイベント」(令和3年度)

【日程】1月22日（土）、2月12日（土）、3月6日（日）

### 【主な内容】

第1回 1月22日（土）13:00～15:00

テーマ：知っておきたい地域おこし協力隊のトリセツ

対象：地域おこし協力隊に関心のある一般の方

第2回 2月12日（土）13:00～16:30

テーマ：地域おこし協力隊から見る、地域での女性活躍

対象：地域おこし協力隊に関心のある一般女性の方及び女性隊員、隊員OG

第3回 3月6日（日）13:00～16:30

テーマ：地域おこし協力隊と地域の未来

対象：現役隊員、隊員OB・OG

### テーマ：地域おこし協力隊から見る、地域での女性活躍



堀口正裕氏  
(TURNS プロデューサー/株式会社第一プログレス代表取締役社長)



三瓶裕美氏  
(地域おこし協力隊サポートデスク 専門相談員/一般社団法人まね協力隊ネットワーク 代表/つちのど舎代表)



佐野りさ氏  
(青森県弘前市柏馬地区地域おこし協力隊 (現役))

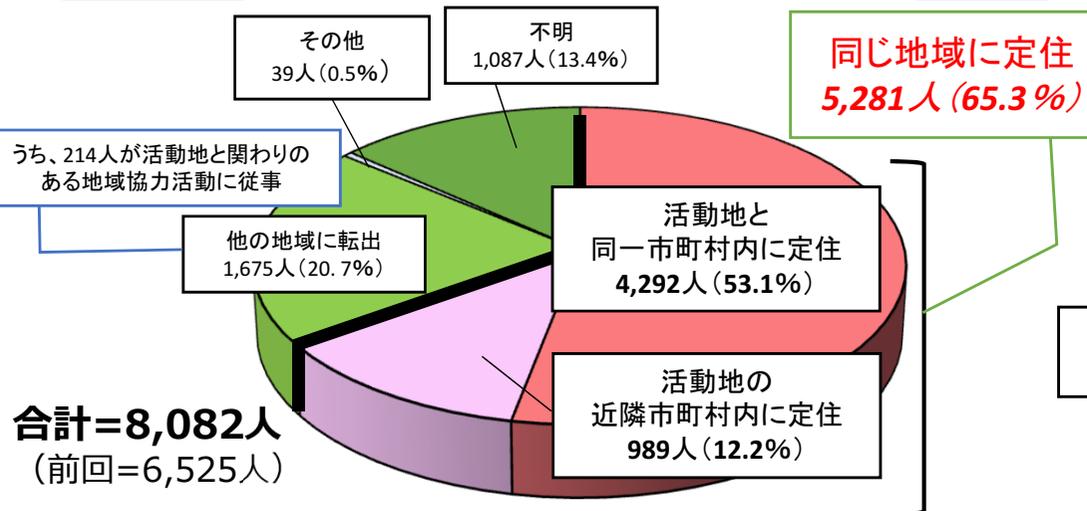


関口雅代氏  
(宮城県東松島市地域おこし協力隊OG/宮城県東松島市移住コーディネーター/グラフィックデザイナー)

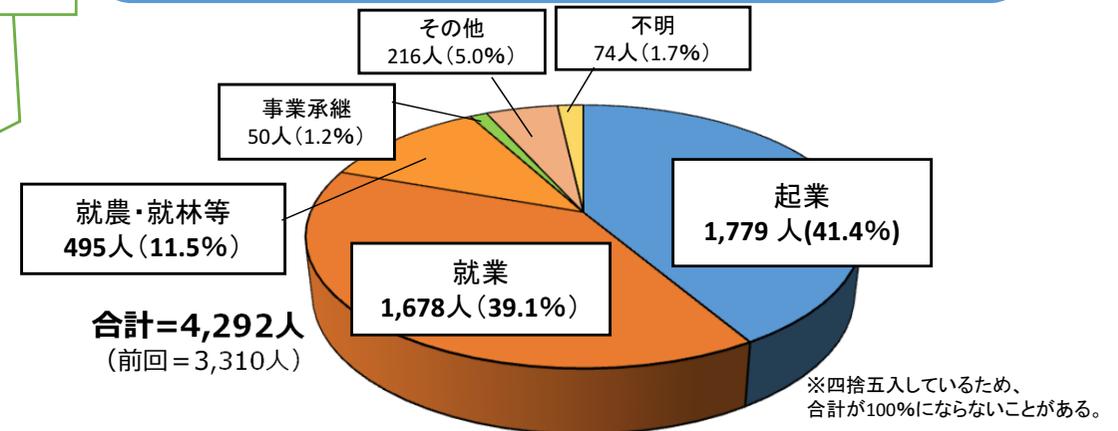
# 地域おこし協力隊の定住状況等に係る調査結果概要 (令和4年3月公表)

○令和3年3月31日までに任期終了した地域おこし協力隊員の定住状況等について調査を実施。  
(前回調査：令和2年3月31日までに任期終了した隊員)

任期終了後、**およそ65%の隊員が同じ地域に定住**



同一市町村内に定住した者は4,292人  
前回調査(3,310人)比で約1.2倍に増加  
うち、**約41%(1,779人)が起業、**  
**約39%(1,678人)が就業**



## 任期終了後定住した隊員の動向

### 起業

- 飲食サービス業(古民家カフェ、農家レストラン等) 265名
- 宿泊業(ゲストハウス、農家民宿等) 198名
- 美術家(工芸含む)、デザイナー、写真家、映像撮影者 169名
- 小売業(パン屋、ピザの移動販売、農作物の通信販売等) 145名
- 6次産業(猪や鹿の食肉加工・販売等) 112名
- 観光業(ツアー案内、日本文化体験等) 99名
- まちづくり支援業(集落支援、地域ブランドづくりの支援等) 91名

ほか

### 就業

- 行政関係(自治体職員、議員、集落支援員等) 451名
- 観光業(旅行業・宿泊業等) 185名
- 農林漁業(農業法人、森林組合等) 122名
- 地域づくり・まちづくり支援業 110名
- 医療・福祉業 90名
- 小売業 82名
- 製造業 69名
- 教育業 69名
- 飲食業 50名

ほか

### 就農・就林等

- 農業 404名
- 林業 47名
- 畜産業 21名
- 漁業・水産業 9名

ほか

### 事業承継

- 50名(酒造の承継、民宿の承継等)

※準備中・研修中を含む

## 都道府県別任期終了者数と定住率①

都道府県名	任期終了者数	うち定住者数※	定住率	都道府県名	任期終了者数	うち定住者数※	定住率
北海道	1,114	812	72.9%	東京都	23	21	91.3%
青森県	77	52	67.5%	神奈川県	3	2	66.7%
岩手県	193	133	68.9%	新潟県	294	189	64.3%
宮城県	140	98	70.0%	富山県	84	57	67.9%
秋田県	121	67	55.4%	石川県	73	51	69.9%
山形県	234	137	58.5%	福井県	92	58	63.0%
福島県	205	128	62.4%	山梨県	263	159	60.5%
茨城県	130	83	63.8%	長野県	655	439	67.0%
栃木県	128	86	67.2%	岐阜県	112	68	60.7%
群馬県	157	89	56.7%	静岡県	99	76	76.8%
埼玉県	27	16	59.3%	愛知県	34	21	61.8%
千葉県	54	36	66.7%	三重県	121	69	57.0%

※活動地と同一市町村内に定住した者と、活動地の近隣市町村内に定住した者の計

## 都道府県別任期終了者数と定住率②

都道府県名	任期終了者数	うち定住者数※	定住率	都道府県名	任期終了者数	うち定住者数※	定住率
滋賀県	89	53	59.6%	香川県	49	30	61.2%
京都府	82	50	61.0%	愛媛県	190	132	69.5%
大阪府	2	2	100%	高知県	327	213	65.1%
兵庫県	172	102	59.3%	福岡県	177	121	68.4%
奈良県	161	101	62.7%	佐賀県	55	29	52.7%
和歌山県	79	49	62.0%	長崎県	158	86	54.4%
鳥取県	165	108	65.5%	熊本県	167	123	73.7%
島根県	415	242	58.3%	大分県	238	164	68.9%
岡山県	287	183	63.8%	宮崎県	144	96	66.7%
広島県	144	103	71.5%	鹿児島県	217	132	60.8%
山口県	93	72	77.4%	沖縄県	87	49	56.3%
徳島県	151	94	62.3%	<全国>	8,082	5,281	65.3%

※活動地と同一市町村内に定住した者と、活動地の近隣市町村内に定住した者の計

# 地域プロジェクトマネージャー

---

# 地域プロジェクトマネージャー

- 地方公共団体が重要プロジェクトを実施する際には、外部専門人材、地域、行政、民間などが連携して取り組むことが不可欠だが、そうした関係者間を橋渡ししつつプロジェクトをマネジメントできる「ブリッジ人材」が不足。そこで、市町村がそうした人材を「地域プロジェクトマネージャー」として任用する制度。
- 制度開始初年度である令和3年度には30市町村が活用（特別交付税ベース）。

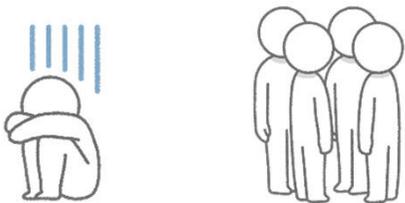
## イメージ

### ★ブリッジ人材が不在だと・・・

- ・コミュニケーション不足から混乱が生起、関係者がお互いに不信感



- ・せっかく外部専門人材を招へいできても孤立



⇒プロジェクトの実があがらない状態に

### ★地域プロマネ任用により・・・

- ・多様な関係者間を調整、橋渡し



- ・チームとしてプロジェクトを推進



⇒プロジェクトを着実に  
成果へつなげる！

## 制度概要

### ★人物像

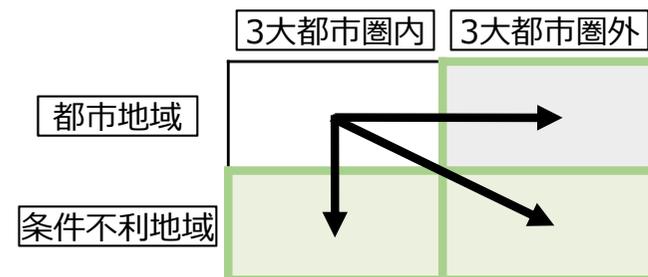
- ・地域の実情の理解、専門的な知識、仕事経験を通じた人脈、受入団体及び地域との信頼関係 etc
- ⇒地域おこし協力隊OB・OG、地域と関係の深い専門家 等

### ★地方財政措置

- ・地域プロジェクトマネージャーの雇用に要する経費を対象に、650万円/人を上限に特別交付税措置
- ・1市町村あたり1人、1人あたり3年間を上限

### ★地域要件

- ・3大都市圏内又は3大都市圏外都市地域から、条件不利地域へ住民票を異動（地域おこし協力隊と同様）
- ・ただし、現地の協力隊から任用される場合には移住は求めない



# 令和3年度 地域プロジェクトマネージャーの実績

○地域プロジェクトマネージャー30人 30市町村（令和3年度特別交付税ベース）

都道府県	市町村	プロジェクト
北海道	江別市	江別市観光振興計画推進プロジェクト
	紋別市	みんなのマチナ化プロジェクト
	厚沢部町	厚沢部町地域新電力構想プロジェクト
	喜茂別町	女子野球タウンプロジェクト
	大樹町	大樹発！航空宇宙関連産業集積による地域創生推進計画
岩手県	釜石市	釜石ラグビー人財育成プロジェクト
福島県	磐梯町	磐梯町デジタル変革プロジェクト
栃木県	矢板市	スポーツツーリズムの推進
群馬県	前橋市	前橋市立図書館新本館基本構想プロジェクト
埼玉県	小鹿野町	地域商社「株式会社おがの」地域経済活性化プロジェクト
新潟県	三条市	「選びたくなるまち」の実現に向けた地域の魅力の発掘、発信事業
	粟島浦村	粟島あらいずプロジェクト
福井県	福井市	地域コミュニティDXの推進
長野県	松本市	世界に冠たる山岳リゾートの実現
	茅野市	「暮らしやすい未来都市・茅野の構築」～茅野市DX推進プロジェクト～
	下諏訪町	下諏訪町観光振興計画の実践「しもすわの感動と賑わいを創生」
	筑北村	筑北村観光協会（仮称）設立&観光振興プロジェクト

都道府県	市町村	プロジェクト
岐阜県	飛騨市	飛騨市薬草ビレッジ構想推進プロジェクト
静岡県	焼津市	「やいづワーク（新しい働き方）」拠点整備事業
兵庫県	多可町	多可町地域商社の活性化
奈良県	奈良市	東部地域・地域づくり支援事業
鳥取県	八頭町	総合戦略地域別活動促進プロジェクト
島根県	海士町	大人の島留学プロジェクト
岡山県	西粟倉村	教育コーディネーター等西粟倉らしい教育環境構築事業
山口県	防府市	「音楽のまち防府」の創造と発信力の強化
徳島県	勝浦町	勝浦町恐竜化石等活用地域活性化事業
高知県	室戸市	室戸ユネスコ世界ジオパークと連携したSDGs推進プロジェクト
福岡県	赤村	ローカル複合施設の再生&運営 あか村（源じいの森）プロジェクト
鹿児島県	長島町	先端技術を活用した長島大陸未来都市実装事業
	肝付町	肝付町移住定住促進プロジェクト

# 地域プロジェクトマネージャー

## 参考事例①（群馬県みなかみ町）

人物：外部人材（地域おこし協力隊OB）

事業：道の駅の直売所運営、地場産品を活かした特産品開発（プロジェクトの企画・進行、関係者との連絡調整、外部人材の手配）

成果：着任前に比べ売上増加、施設の入込み客増加



（出典）道の駅 たくみの里HP

## 参考事例②（山梨県富士吉田市）

人物：外部人材（地域おこし協力隊OB）

事業：空き家の再活用、地域事業者と協力した建築設計・企画業務（プロジェクトの企画・進行、関係者との連絡調整等）

成果：移住してきた移住者等による空き家・空き店舗活用  
ゲストハウス開業



（提供）富士吉田市

## 参考事例③（岐阜県郡上市）

人物：外部人材（電通社員として、また自身が経営する法人を通じて郡上市に継続的に関与（地域おこし企業人））

事業：移住と雇用創出をセットにした事業「郡上カンパニー」の立ち上げ（プロジェクトの企画・進行、関係者との連絡調整、外部人材の手配）

成果：3年間で19人の起業挑戦者を誘致  
100人以上のプロジェクト人口を創出



（出典）郡上カンパニーHP

## 参考事例④（北海道利尻町）

人物：外部人材（地域おこし企業人OB）

事業：定住移住促進企画の実施、閉校校舎の利活用、地域おこし協力隊の中間支援、ふるさと教育による他島交流等

成果：閉校校舎のリノベーション、リノベーション施設を活用した定住移住相談窓口の開設（運営は民間）等



（出典）利尻町定住移住支援センター「ツギバ」HP

## 地域活性化起業人（企業人材派遣制度）

---

# 地域活性化起業人（企業人材派遣制度）

○ 地方公共団体が、三大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらい、地域活性化を図る取組に対し特別交付税措置。

## 対象者

三大都市圏に所在する企業等の社員（在籍派遣）

※三大都市圏に本社機能を有する企業等については派遣時に三大都市圏に勤務することを要しない

## 受入団体

- ①三大都市圏外の市町村
- ②三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村

1,432市町村

## 活動内容(例)

地域活性化に向けた幅広い活動に従事

○観光振興

○地域産品の開発・販路拡大

○ICT分野(デジタル人材)

○地域経済活性化(中小企業のハンズオン支援)

○中心市街地活性化

等

## 特別交付税措置

○派遣元企業に対する負担金など起業人の受入に要する経費 上限額 年間560万円/人

○起業人が発案・提案した事業に要する経費 上限額 年間100万円(措置率0.5)/人

○起業人の受入準備経費 上限額 年間100万円(措置率0.5)/団体

(派遣元企業に対する募集・PR、協定締結のために必要となる経費)

## 期間

6ヵ月～3年

## 実績

※特別交付税ベース

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
企業人数	22人	28人	37人	57人	70人	95人	148人	395人
受入団体数	17団体	25団体	32団体	50団体	56団体	65団体	98団体	258団体

【年代割合】

20代	30代	40代	50代	60代以上
13.6%	25.4%	26.5%	28.0%	6.4%

# 地域活性化起業人活用事例

## 群馬県 嬬恋村

### 株式会社ルネサンス (フィットネスビジネス)

- 【取組内容】 (派遣期間：令和3年10月～令和4年3月)
- ・働き世代に向けた「体操教室」の実施 8本/週、計96本
  - ・スポーツ庁の「Sports in Life 推進プロジェクト」としてご当地ダンス体操ムービーを製作。YouTube動画配信し各イベント時に村民へ提供
  - ・職員向けの健康支援として、各運動プログラムを開催
  - ・フレイル予防事業支援として運動・認知機能向上プログラムを実施
  - ・村内の運動施設を活用したトレーニングスクールの開講準備

#### 【主な取組成果】

- ・体操教室でオンライン参加含め98名の村民が参加
- ・ご当地ダンス体操において約400名の村民が出演
- ・職員向け健康増進プログラムにおいて全プログラムで124名の職員が参加



## 広島県福山市

### 西日本旅客鉄道株式会社 (鉄道業)

- 【取組内容】 (派遣期間：令和3年4月～令和4年3月)
- ・インバウンドプロモーション業務
  - ・撮影ロケ地の誘致業務
  - ・派遣元企業・学生と連携した地域課題解決プロジェクトの実施

#### 【主な取組実績】

- ・アジア圏に向けて、「食」をテーマにしたプロモーションや多言語グルメマップの電子化
- ・映画やCMのロケコーディネートと市内を回り、関係者と市の協力体制を構築
- ・観光をテーマとした派遣元企業と自治体、学生が連携した地域の課題解決プロジェクトを実施。成果報告会では最優秀賞を獲得



## 長野県 上田市

### 東日本電信電話株式会社 (情報通信事業等)

- 【取組内容】 (派遣期間：令和2年4月～令和4年3月)
- ・「上田市スマートシティ化推進計画」に基づきテレワークを推進
  - ・民間企業・大学等で編成するプロジェクトチームで、シェアサイクル、スマート農業、地域デジタル通貨等の各実証実験を推進

#### 【主な活動実績】

- ・「上田市スマートシティ推進計画」に基づき、市役所のテレワーク導入に関する相談・助言を実施。
- ・地域課題解決に向けたICT技術の活用提案
- ・実証事業(①アプリ登録を利用したシェアサイクル ②AI認証を用いたきゅうりの選果)にあたっての企業との調整・マッチング及び先進的知見の提供を実施



## 島根県 邑南町

### 株式会社ぐるなび (サービス業)

- 【取組内容】 (派遣期間：令和3年4月～)
- ・従前の観光資源のみにとらわれない魅力の調査を実施
  - ・取り組みを通じて町内事業者との関係を構築(ヒアリング91件)
  - ・Web上での観光コンテンツ造成
  - ・フォロワー1万人のInstagram等での情報発信
  - ・本社チームと連携した国事業への応札、ふるさと納税への取り組み

#### 【主な取組成果】

- ・町内食材等と都市部の料理人とのコラボによる新商品の開発(19件) おせち、ハーブを使ったバターサンド等
- ・観光スポットや環境、体験などに関するSNS等による情報発信
- ・町内食材等の関西圏飲食店とのマッチング
- ・町内事業者・生産者を対象とした講習会の開催
- ・メディアでの宣伝:60件



# 外部専門家（地域力創造アドバイザー）制度

---

# 外部専門家（地域力創造アドバイザー）制度

## 地域人材ネット

## 外部専門家（＝地域力創造アドバイザー）のデータベース

- 都道府県や各省庁等の推薦を受け、地域独自の魅力や価値の向上の取組を支援する民間専門家や先進自治体で活躍している職員(課)を登録
- 民間専門家(438名)、先進自治体で活躍している職員(25名(組織を含む)) (令和4年4月1日現在 計463名・組織)
- 地域力創造アドバイザー検索ページ <http://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html>

## 財政措置

- 対象市町村：①3大都市圏外の市町村  
②3大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村又は人口減少率が高い市町村  
※令和3年度より3大都市圏外の都市地域等も対象とするよう地域要件を拡充
- 財政措置の内容：  
市町村外在住の外部専門家を年度内に延べ10日以上又は5回以上招へい(リモート可)して、地域独自の魅力や価値を向上させる取組を実施した場合に、市町村に対して特別交付税措置をする
- 1市町村当たり、以下に示す額を上限額として、最大3年間
  - ◇ 民間専門家等活用 (560万円/年) ◇ 先進自治体職員(組織)活用 (240万円/年)

## 活用事例

### <新潟県胎内市>

#### 【取組事例】

ワイン製造施設運営事業において、ワインの品質向上等を目的にアドバイザー制度を活用。具体的には、市職員やワイン製造関係者を対象に、年8回に渡り商品開発や醸造に関する指導や助言を受けた。

#### 【成果・効果】

ワインコンクールでの受賞や業界での評価向上に伴い、出荷量が増加するとともに、マーケティングの指導も受けた結果、「胎内高原ワイン」のブランド化にも成功した。



### <北海道栗山町>

#### 【取組事例】

栗山町地域おこし協力隊起業アドバイザー招聘事業において、カフェバルの開店を目的にアドバイザー制度を活用。具体的には、協力隊の方を対象に、任期終了後に向けて、延べ12日に渡り起業・ビジネスをするための学習会や経営に関する指導や助言を受けた。

#### 【成果・効果】

飲食業や若者のコミュニティづくりに資する事業を担うことを目標に合同会社を設立。町内駅前通りに活動拠点となるカフェバルをオープンした。



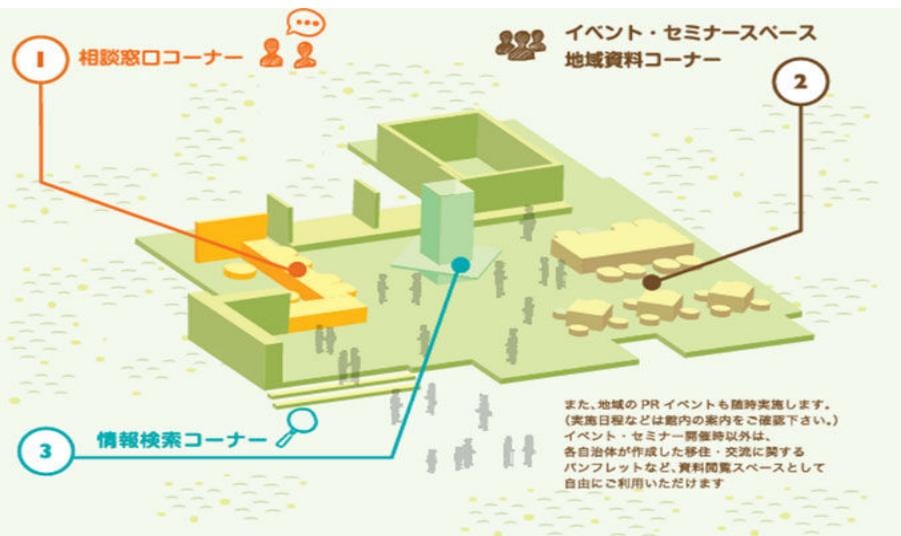
## 移住・交流の推進

---

# 移住・交流情報ガーデン

R5予算額(案):0.9億円

- 居住・就労・生活支援等に係る情報提供や相談についてワンストップで対応する窓口「移住・交流情報ガーデン」を開設。
- 地方自治体や関係省庁とも連携し、総合的な情報提供を実施。
- 地方自治体等による移住相談会、フェア等の場として利用可能。



## 【①相談窓口コーナー(移住、就農、しごと)】

- ・地方への移住・交流に係る一般的な相談、問合せに相談員が対応。
- ・しごと情報や就農支援情報などは、専門の相談員が対応。

※国の各府省とも連携

- ・厚生労働省(しごと情報) ・農林水産省(就農支援情報)

## 【②イベント・セミナースペース、地域資料コーナー】

- ・各地方自治体で作成した移住・交流に関するパンフレットを配架。
- ・地方自治体等による移住相談会、フェア等の場として利用可能。

## 【③情報検索コーナー】

- ・情報サイトを利用して、自由に地方への移住・交流に関する情報を検索できるように、専用パソコンを設置。

[開館時間] (平日)11:00-21:00 (土日祝)11:00-18:00

[休館日] 月曜(月曜が祝日の場合は翌営業日)、年末年始

## ○移住・交流情報ガーデンの来場者数・あっせん件数等実績

年度	来場者数 (人)	あっせん件数 (件)	イベント回数 (回)
平成27年度	16,687	7,593	206
平成28年度	11,319	6,800	193
平成29年度	13,955	9,791	254
平成30年度	12,772	10,149	249
令和元年度	10,841	9,811	252
令和2年度	3,192	914	35
令和3年度	2,894	617	51

※平成27年度には、平成27年3月28～31日分を含む。



(移住フェアの様様)



[所在地] 東京都中央区京橋1-1-6 越前屋ビル  
 [アクセス] JR/東京駅(八重洲中央口)より徒歩4分  
 地下鉄/銀座線 京橋駅より徒歩5分  
 銀座線・東西線 都営浅草線 日本橋駅より徒歩5分

# 地方自治体が実施する移住・定住対策 ステップ別支援パッケージ（特別交付税措置）

総務省では、地方自治体が実施する以下の経費に対し、特別交付税措置を講じることとしている(令和3年3月30日付け総行応第79号)。

- 地方自治体が実施する移住・定住対策に要する経費(措置率0.5×財政力補正)
- 「移住コーディネーター」又は「定住支援員」の設置に要する経費(1人当たり350万円上限(兼任の場合40万円上限))

## ステップ1 情報収集

### 移住先の情報を集める

★移住希望者等に対する情報発信に要する経費の財政措置

移住相談窓口の設置に要する経費

各地方自治体のホームページ、東京事務所等における情報発信に要する経費

コワーキングスペースの紹介などテレワーク環境の発信に要する経費

移住関連パンフレット等の制作に要する経費

移住相談会、移住セミナー等の開催に要する経費

移住関連イベント等への相談ブースの出展に要する経費

移住・交流情報ガーデンの活用

その他 職員旅費、各種コーディネートを実施するNPO法人等に対する委託費 等

## ステップ2 移住体験

### 移住先を体感してみる

★移住体験（二地域居住体験）の実施に要する経費の財政措置

移住体験ツアーの実施に係るバス借上げ料等の経費

例) 移住体験ツアーの開催費

### オンライン化の活用

例) オンライン移住お試し体験ツアー費、移住体験用コンテンツの制作費 等

移住体験住宅の整備に要する経費

UIターン産業体験（農林水産業、伝統工芸等）の実施に要する経費

その他 移住意識動向の調査に要する経費 等

移住・交流情報ガーデンの活用

居住・就労・生活支援等に係る情報提供や相談についてワンストップで対応する窓口

### ふるさとワーホリの実施

都市部の人が、働きながら地方での暮らしを体験(2週間～1ヶ月程度)

## ステップ3 しごと

### 移住先での仕事を探す

★移住希望者等に対する就職や副業・兼業支援の実施に係る財政措置

移住希望者に対する職業紹介の実施に要する経費

例) 無料職業紹介事業費、無料職業相談所チラシ印刷製本費用 等

就職や副業・兼業支援の実施に要する経費

例) 農業実務研修費、就業・創業活動交通費 等

新規就業者（移住者本人、受入れ企業）に対する助成

例) 新規就農者果樹(園芸)ハウス新設費、漁業の新規移住就業者に対する支援 等

### 特定地域づくり事業協同組合の活用

年間を通じた仕事の創出

### 地域おこし協力隊 受入サポートプラン《任期終了後の定住に向けたサポート》との連携

■ 就業に向けた支援の強化、■ 空き家の利活用や住まい探しの支援、■ 起業・事業承継に向けた支援の強化 ( ■ 国費事業 ■ 地財措置)

## ステップ4 住まい

### 移住先での住まいを探す

★居住支援に係る財政措置

空き家バンクの運営に要する経費

例) 空き家バンクホームページ保守費、空き家バンク用不動産フェア広告掲載費 等

### 住宅改修への助成

例) 空き家リフォーム費、親・子世帯同居住宅リフォーム費、中古住宅リフォーム費 等

### その他

定住を目的とした一定期間の支援 等

## ステップ5 移住後

### 移住先で暮らす

★定住・定着に向けた支援に係る財政措置

移住者と地域住民との交流等に要する経費

① 移住者の把握  
例) 移住者が抱える課題や現状についての実態把握、関係機関等とのネットワーク化 等

② 地域住民との交流  
例) 移住者・地域住民交流会・懇談会の企画・運営等

③ 地域・行政への参画  
例) 若者タウンミーティングの開催費、政策懇談会 等

### 集落支援員との連携

集落の巡回、状況把握等

### 定住支援員に係る経費

例) 研修受講に要する経費、報償費、活動旅費 等

## 関係人口の創出・拡大

---

# 関係人口について

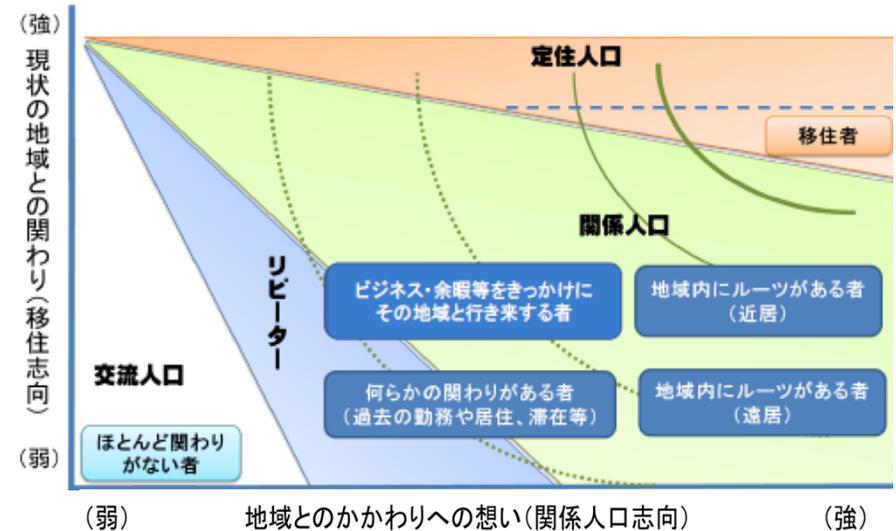
- 「**関係人口**」とは、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、**特定の地域に継続的に多様な形で関わる者**。
- 地方圏は、人口減少・高齢化により地域づくりの担い手不足という課題に直面しているところ、地域によっては若者を中心に、変化を生み出す人材が地域に入り始めており、**「関係人口」と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となる**ことが期待できる。

## 関係人口が増えることの意義

関係人口は、その地域の担い手として活躍することにとどまらず、**地域住民との交流がイノベーションや新たな価値を生み、内発的発展につながる**ほか、**将来的な移住者の増加にもつながる**ことが期待される。また、関係人口の創出・拡大は、受入側のみならず、**地域に関わる人々にとっても、日々の生活における更なる成長や自己実現の機会をもたらす**ものであり、双方にとって重要な意義がある。

(第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」抜粋)

## 関係人口のイメージ



## 関係人口の取組例



<宮崎県五ヶ瀬町（R元モデル事業）>  
県立中高一貫校の卒業生を対象とした  
関係人口案内人育成



<鳥取県鳥取市（R元モデル事業）>  
地方の農業に関心のある都市部からの  
滞在者との協働による農業用水路の修繕



<愛媛県西条市（H30モデル事業）>  
「自立循環型関係人口プラットフォーム構築事業」での  
「LOVE SAIJO ファンクラブ」を活用した地場製品のPR



<島根県邑南町（H30モデル事業）>  
「はすみファンと共に創る地域」事業  
での「INAKAイルミ」の実施

# 関係人口を活用した地域の担い手確保事業

R5予算額(案): 0.1億円

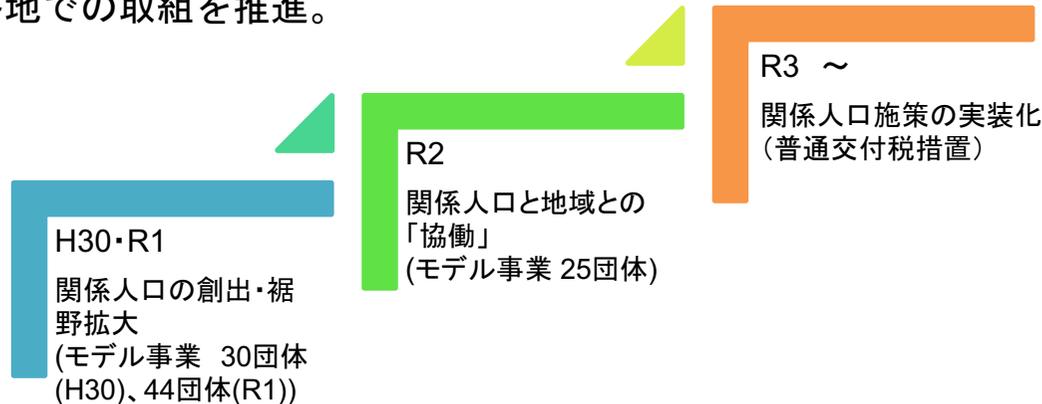
- 総務省では「『関係人口』ポータルサイト」等を通じ、関係人口の意義や事例について情報発信するとともに、平成30年度からモデル事業を実施してその成果検証を行ってきたところ。
- さらに、過年度のモデル事業を通じて得られた知見の横展開を図るとともに、「『関係人口』ポータルサイト」により地方団体が地域への多様な関わり方（かかわりしろ）を発信。
- 地方財政措置を講じることにより、関係人口の創出・拡大等に向けた取組の全国各地での取組を推進。

## 全国に向けた情報発信・地域からの情報発信の強化

「『関係人口』ポータルサイト」等を通じて、関係人口が継続的により深く地域に関わるために参考となる事例やノウハウ等の横展開等を図るとともに、地方団体が地域への多様な関わり方（かかわりしろ）を発信。

## 地方財政措置を通じた地方公共団体の取組の実装化

○地方公共団体が関係人口の創出・拡大に取り組むための経費について、令和3年度より地方財政措置（普通交付税措置）を講じることにより、全国各地での取組を推進。



全国各地で取組の実装化

## 目指す姿

全国各地で、  
関係人口が地域と  
関わり合いながら  
地域活性化に貢献



**子供の農山漁村体験  
(通称「子ども農山漁村交流プロジェクト」)**

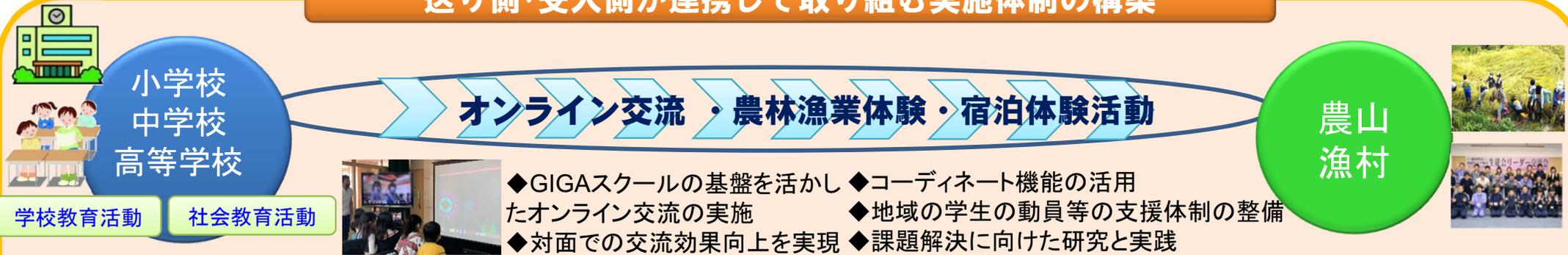
---

# 都市・農山漁村の地域連携による子供農山漁村交流推進事業

R5予算額(案): 18百万円  
(R4予算額: 18百万円)

- 農山漁村での宿泊体験や自然体験を通じて、学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い子供の成長を支えるとともに、受入れ地域の活性化や交流による地域間の相互理解の深化に寄与。
- 子供の農山漁村体験交流の取組の拡大、定着を図るため、送り側・受入側の地方公共団体双方が連携して行う実施体制の構築を支援するモデル事業を実施。また、継続的な実施体制の構築を目指す地方公共団体による「子供の農山漁村体験交流計画」策定を支援するモデル事業を実施。
- GIGAスクール・自治体DXによる情報通信環境整備の進展等を踏まえ、対面での交流効果をより高めるためのオンライン交流を支援。
- 課題解消に向けた創意工夫の事例、国の支援施策等について情報を提供するとともに、関係者間のネットワークを形成するため、総務省、内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、文部科学省、農林水産省、環境省の主催によるセミナーを開催。

## 送り側・受入側が連携して取り組む実施体制の構築



### ■子ども農山漁村交流プロジェクトセミナーの開催

子供の農山漁村体験の取組を拡大、推進するため、先進事例や課題解消に向けた創意工夫の事例、国の支援施策等について情報を提供するとともに、関係者間のネットワークを形成するためセミナーを全国各地で開催。

### ■体験交流計画策定支援事業

長期間継続できる体制を構築するため、効果的な取組内容や、取組にかかる課題解決について研究・検討を行い、この活動に取り組む地方公共団体のモデルとなる「子供の農山漁村体験交流計画」策定を推進。

#### 【モデル事業対象経費の例】

・外部有識者等の旅費・謝金 ・研修・会議に要する経費 ・関係団体との調整に要する経費 ・外部研修受講に係る受講料、旅費 ・印刷製本費 等

### ■子供農山漁村交流支援事業

送り側・受入側双方が連携して宿泊体験活動の実施体制の構築に取り組む地方公共団体をモデルとして実証調査を行い、その事例やノウハウを横展開することにより、子供の農山漁村交流を推進。

#### 【モデル事業対象経費の例】

送り側	受入側
<ul style="list-style-type: none"> <li>・コーディネートに要する経費</li> <li>・宿泊費用、体験料等の施設使用料</li> <li>・バスや備品等の借上げ料</li> <li>・補助員等への謝金</li> <li>・子供、教員、補助員等に係る保険料</li> <li>・オンライン交流に要する経費 (調整費、運営費、謝金、特産品の交換) 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コーディネートに要する経費</li> <li>・宿泊費用、体験料等の施設使用料</li> <li>・バスや備品等の借上げ料</li> <li>・指導員、NPOスタッフへの謝金</li> <li>・子供、教員、補助員等、指導者、NPOスタッフに係る保険料</li> <li>・オンライン交流に要する経費</li> <li>・受入体制の整備に係る経費 等</li> </ul>

# サテライトオフィス誘致の取組に対する支援

---

# サテライトオフィス・マッチング支援事業

R5予算額(案):0.1億円

- コロナ禍の中、テレワークやサテライトオフィスについて注目されていることを踏まえ、地方公共団体と企業とのマッチング機会を提供することにより、地方へのヒト・情報の流れの創出を更に加速。
- 地方公共団体が誘致又は関与したサテライトオフィスの設置数 1,348箇所(令和3年度末時点)



## 三大都市圏企業

- ・ コロナ禍を機に、テレワーク等の働き方が広く浸透し、多くの企業がサテライトオフィスの設置に前向き
- ・ 令和4年度の同事業において141社が参加

## サテライトオフィス マッチングセミナー

地方公共団体と民間企業との  
マッチング機会を提供



## 地方公共団体

- ・ 多くの地方公共団体が誘致に取り組む
- ・ 令和4年度の同事業において、104団体がセミナーに出展し、サテライトオフィス支援策をPR

## 「お試しサテライトオフィス」に係る特別交付税措置

- 地方公共団体による都市部企業等の社員の「お試し勤務」の受入れを通じたサテライトオフィス誘致の取組に 要する経費について特別交付税措置

対象経費:都市部の企業のお試し勤務の誘引に要する経費(都市部におけるPR経費等)

:お試し勤務環境の用意に要する経費(オフィスの賃料等(原則、ハード事業は対象外))

:お試し勤務期間中の活動に要する経費(交通費、地元企業とのビジネスマッチングイベント開催費等)

※ 対象経費の上限額:1団体当たり1,000万円 ※ 措置率0.5×財政力補正

# お試しサテライトオフィス特設サイト・Facebookページの活用

魅力あふれる職場環境を求める民間企業やサテライトオフィスの開設・誘致を目指す地方公共団体に向けて情報を発信するため、「お試しサテライトオフィス」特設サイト及びFacebookページを開設。

- 特設サイトでは、地方公共団体のサテライトオフィスの取組内容、企業の「お試し勤務」を受け入れる施設や地域の紹介などを掲載
- 併せてFacebookページで総務省及び関係地方公共団体における事業内容を適時発信

## お試しサテライトオフィス 特設サイト

▶ <http://www.soumu.go.jp/satellite-office/>



## 総務省 お試しサテライトオフィス Facebookページ

▶ <https://www.facebook.com/otameshisatelliteoffice/>



Facebook 総務省 - お試しサテライトオフィス -

検索

## 地域運営組織の形成・運営

---

地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。

※概ね小学校区を単位に全国に6,064団体がある。(令和3年度調査より)

## 地域運営組織に対する支援等

### ○地域運営組織に関する調査研究

- ・実態把握調査
- ・先進事例調査
- ・自治体職員向け地域別研修会の開催
- ・形成促進に向けた研修用テキスト、ワークショップの手引き作成 等

### ○地方財政措置（普通交付税・特別交付税）

- 1.住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援【市町村】
  - (1) 地域運営組織の運営支援
  - (2) 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援
- 2.地域運営組織の経営力支援【都道府県及び市町村】



## 地域運営組織の活動事例

### (特非) きらりよしじまネットワーク (山形県川西町)

- ・高齢者のふれあいサロンや児童クラブ事業など住民の**生活支援活動**を実施。
- ・コンビニの休憩スペースを利用した産直朝市を実施し、地元農産物の販売を積極的に行っている。



### (特非) ほほえみの郷トイトイ (山口県山口市)

- ・移動手段のない高齢者や、一人暮らしで不安を抱えている高齢者をターゲットに、生活に必要な食料や日用品を届ける**移動販売サービス**を実施。
- ・移動販売車による地域内巡回は、買い物支援のみならず、**高齢者の見守り**の機能も果たしている。



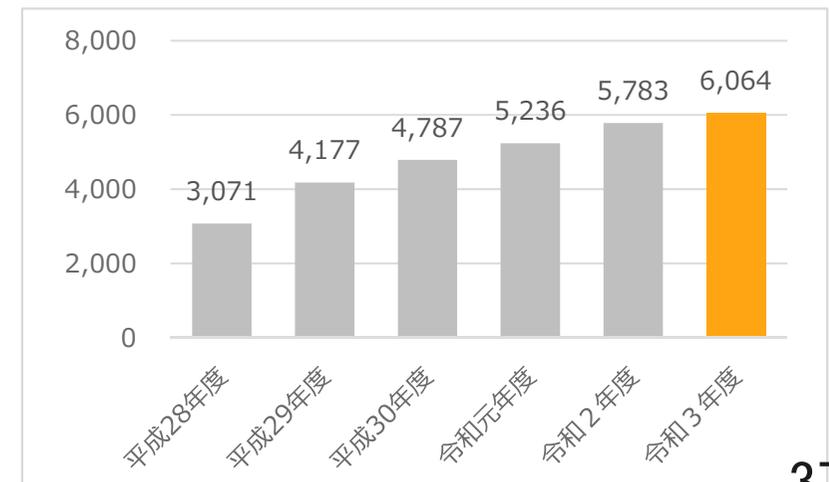
# 地域運営組織の活動状況

## 活動実態

令和3年度 総務省調査（市区町村：1,706市区町村が回答／地域運営組織：6,064団体が回答）

- 組織数：令和3年度は全国で6,064団体あり、令和2年度（5,783団体）から281団体増加（4.9%増）し、平成28年度に比べて約2倍に増加。また、地域運営組織が形成されている市区町村は814市区町村あり、令和2年度（802市区町村）から12市区町村増加（1.5%増）。
- 組織形態：法人格を持たない任意団体が88.3%、NPO法人が4.2%、認可地縁団体が1.8%。
- 活動拠点：活動拠点を有する団体が88.8%、このうち約71%が公共施設を使用。
- 活動内容（複数回答）：祭り・運動会・音楽会などの運営（43.6%）が最も多く、高齢者交流サービス（32.5%）、防災訓練・研修（30.6%）、広報紙の作成・発行（28.8%）などが続く。
- 収入：収入源（第1位）として、市区町村からの補助金等が62.1%と最も多い。また、生活支援などの自主事業の実施等による収入（会費、補助金、寄附金等以外の収入）の確保に取り組む地域運営組織の割合は53.3%。
- 課題（複数回答）：人材の不足に関する課題が上位4項目を占めており、いずれも5割以上。地域住民の当事者意識の不足、団体の役員・スタッフの高齢化、活動資金の不足などに関することを課題としている団体も比較的多い。
- 孤独・孤立対策：現在の活動が「住民の孤独・孤立対策になる」と考える団体は68.6%、「ならない」と考える団体は8.9%。

（単位：団体）



# 地域運営組織の取組事例

## 特定非営利活動法人鶴ヶ島第二小学校区地域支え合い協議会 (埼玉県鶴ヶ島市)

- 自治会、小学校等と連携し、地域合同防災訓練を行っている。
- 高齢者の交流の場としてサロン活動や声かけ・見守り活動を実施している。
- 地域住民による有償ボランティアを「助け合い隊」として組織化し、高齢者の生活支援を実施している。
- 有償ボランティアへの報酬として地元商店街で使える商品券(「ありがとう券」)を発行している。



## 特定非営利活動法人かみえちご山里ファン倶楽部 (新潟県上越市)

- 体験型学習施設である「地球環境学校」など指定管理業務を受託している。
- 地域づくり活動を志す若者に向けて農作業などの学びの場を提供することを目的に、若者育成のための「里創義塾(りそうぎじゅく)」を開講している。
- 再生古民家カフェの「平左衛門(へいざえもん)」、宿泊施設の「霧山荘」を運営している。



## にしきお 地縁法人錦生自治協議会(三重県名張市)

- 平成24年には、法律上の責任の所在を明確化し、継続した活動基盤の確立を図るため、地縁法人(認可地縁団体)としての認可を受けた。
- 高齢者のサロン事業や、不採算路線のため廃止が発表されたバス路線の運行委託、小学校跡地を利用したキノコ生産・販売の実施、放課後子ども教室など、様々な事業に取り組んでいる。



## 島根県雲南市

- 平成17年から19年にかけて小学校区域を単位とした「地域自主組織」が各地で立ち上げられ、行政と市民とが一体となった協働のまちづくりが推進されている。
- 現在、市内全域において「地域自主組織」が交流センターを拠点に、交通手段を持たない住民向けの送迎サービスなどの様々な活動を展開している。



# 特定地域づくり事業協同組合制度の推進

---

# 特定地域づくり事業協同組合制度の概要

R5予算額(案) 5.6億円  
(内閣府予算計上)

根拠法：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和2年6月4日施行）

## 人口急減地域の課題

- ・ 事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
  - ・ 安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない
- ⇒人口流出の要因、UIJターンの障害

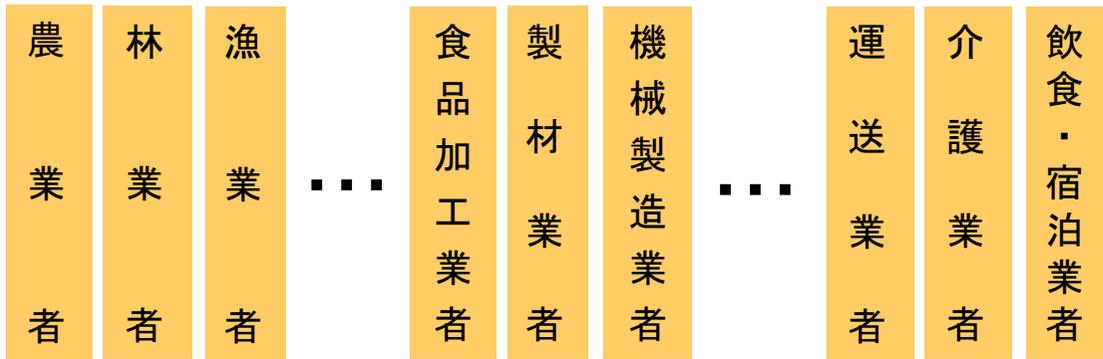
## 特定地域づくり事業協同組合制度

- ・ 地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
  - ・ 組合で職員を雇用し事業者に派遣  
(安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保)
- ⇒地域の担い手を確保

## 人口急減法の概要

- 対象：人口規模・人口密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断  
※過疎地域に限られない
- 認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）
- 特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能

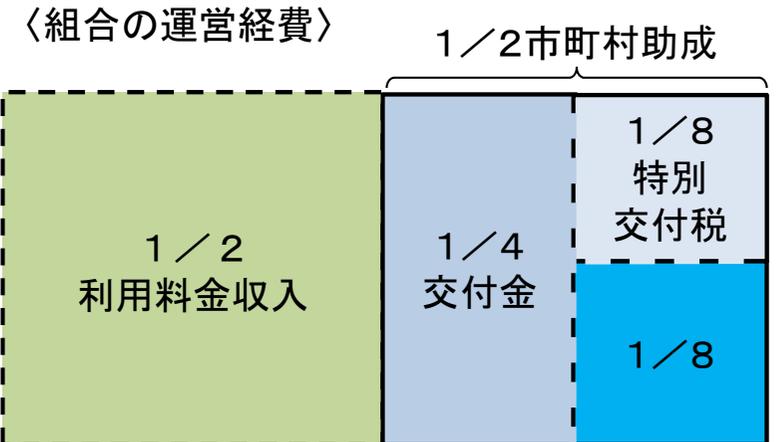
## 特定地域づくり事業協同組合員



人材派遣      利用料金

特定地域づくり事業協同組合  
地域づくり人材の雇用 ⇒ 所得の安定・社会保障の確保

## 市町村



※このほか、設立支援に対する特別交付税措置あり

財政支援

認定

都道府県

情報提供  
助言、援助

# 特定地域づくり事業協同組合制度の活用方法のイメージ

1

4月



農業

5~10月



飲食業

11~3月



酒造業

2

通年



介護事業

or



こども園



小売業

AM

PM

創意工夫により様々な活用が可能

# 海士町複業協同組合

## 組合概要

所在地	島根県隠岐郡海士町
人口	2,267人 (R2国勢調査時点)
設立認可年月日	令和2年11月9日
認定年月日	令和2年12月4日
組合員の事業分野	食料品加工業、宿泊業、漁業、農業、教育・学習支援業 など
派遣利用料金	1,166円～1,508円/時 (税込) ※職員本人のスキルや経験に応じて設定
事務局職員構成	事務局長 (派遣元責任者) 1名 事務局職員 (町職員が兼務) 1名

## 人材面の特色

～移住者の意向を踏まえた派遣を行い定住に繋げる～

- ・ 派遣職員は8名が県外からの移住者、1名が県内他市町村からの移住者の計9名 (R4.10.1現在)
- ・ 様々な事業所で働く中で、各事業所の改善点のフィードバックを行ったり、各事業者間をつなぐ役割となり、後々は新しい産業を立ち上げて独立していくことを期待
- ・ 採用した派遣職員は、企業コンサル、大手海運業の人事、大手情報通信業のSE、高校教諭、音楽指導員から転職者とICU・映像系専門学校からの新卒者で多様な人材が集まっている。なお、R3入社職員1名が派遣先事業者へ転籍。
- ・ 定住に繋げるため、派遣職員自らが派遣先を選択する方式や自分にあった仕事を見つけるため短いスパンで複数の派遣先を経験するインターンシップ方式を採用
- ・ 事務局長は、松江市出身の移住経験者であり、自身のマルチワーカーの経験も生かして、派遣職員目線で魅力的な職場づくりに努めている
- ・ 町職員1名が事務局職員を兼務し、移住交流を含めて運営をサポート

## 事業計画(3年度分)

	派遣職員数	派遣先事業者数
R 4	9名	15者
R 5	15名	30者
R 6	20名	30者

## 派遣イメージ

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員A・B	食品加工		宿泊業			農業			定置網漁			
職員C・D	定置網漁		漁協			食品加工			農業			
職員E・F	宿泊業			広告業			定置網漁					
職員G・H	定置網漁		食品加工			農業			食品加工			

# 特定地域づくり事業協同組合 都道府県別認定状況

R4.12.28時点

**68組合**

(27道府県71市町村)



# 定住自立圏構想の推進

---

# 「定住自立圏構想」の推進

R5予算額(案):2百万円

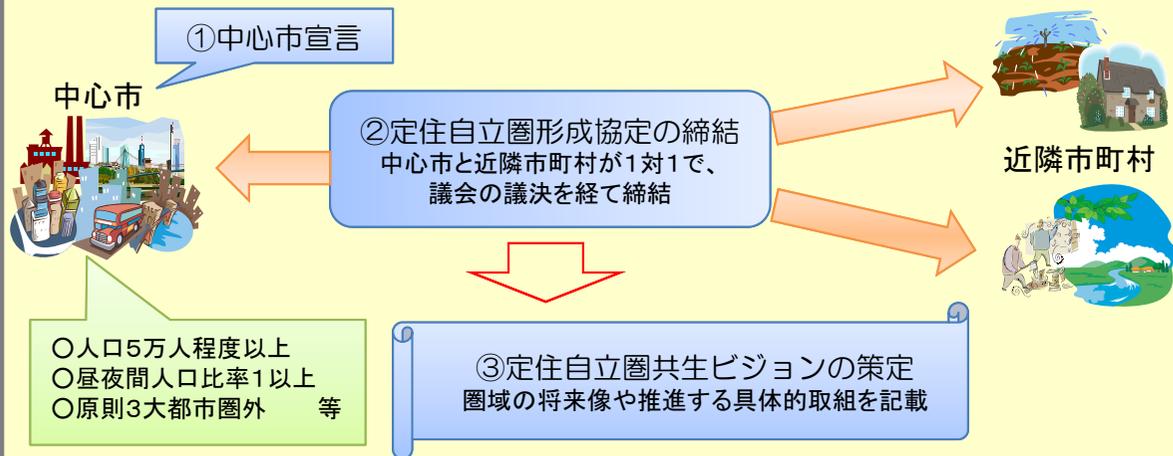
## 定住自立圏構想の意義

中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能等を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成する。

### 【圏域に求められる役割】

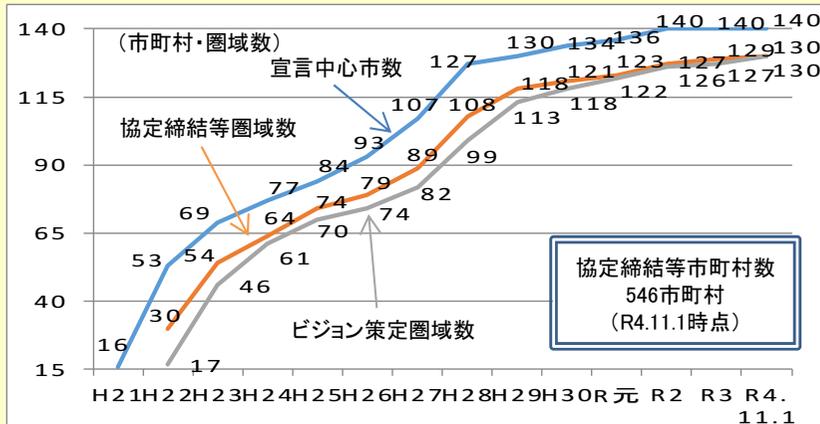
- ①生活機能の強化（休日夜間診療所の運営、病児・病後児保育の実施、消費生活法律相談の実施、地場産業の育成 等）
- ②結びつきやネットワークの強化（デマンドバスの運行、滞在型・体験型観光・グリーンツーリズムの推進、生活道路の整備 等）
- ③圏域マネジメント能力の強化（合同研修の実施や職員の人事交流、外部専門家の招へい 等）

## 圏域形成に向けた手続



## 定住自立圏構想への取組状況

KPI: 2024年 140圏域 (R4.11.1現在 130圏域)



※R3以前は4月1日時点の数値

## 定住自立圏に取り組む市町村に対する支援

### 特別交付税

- ・包括的財政措置(平成26年度・令和3年度に拡充)  
(中心市 4,000万円程度→8,500万円程度(H26))  
(近隣市町村 1,000万円→1,500万円(H26)→1,800万円(R3))
- ・外部人材の活用に必要な経費に対する財政措置
- ・地域医療の確保に必要な経費に対する財政措置 等

### 地方債

- ・地域活性化事業債を充当※(充当率90%、交付税算入率30%)
- ※医療・福祉、産業振興、公共交通の3分野に限る

### 各省による支援策

- ・地域公共交通の確保や教育環境の整備支援など、定住自立圏構想推進のための関係各省による事業の優先採択

# 定住自立圏構想の取組状況（令和4年11月1日現在）

※【 】は中核市  
 ※〈 〉は中核市要件を満たす市（指定都市・中核市を除く）  
 ※網掛けは宣言連携中枢都市  
 ※（ ）は多自然拠点都市の要件のみを満たす市

都道府県	宣言中心市	中心市要件を満たす市（左記を除く）
北海道	【函館市】、小樽市、【旭川市】、室蘭市、釧路市、帯広市、網走市、苫小牧市、稚内市、名寄市・士別市（複眼型）、滝川市・砂川市（複眼型）、深川市、富良野市、北見市	—
青森県	【八戸市】、弘前市、五所川原市、十和田市・三沢市（複眼型）、むつ市	—
岩手県	奥州市・北上市（複眼型）、一関市、釜石市、大船渡市	宮古市
宮城県	石巻市、大崎市	気仙沼市、（白石市）
秋田県	能代市、横手市、大館市、湯沢市、由利本荘市、大仙市	—
山形県	【山形市】、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市	—
福島県	白河市、喜多方市、南相馬市	会津若松市
茨城県	【水戸市】	日立市、土浦市、常総市、〈つくば市〉、鹿嶋市、筑西市、神栖市
栃木県	栃木市、佐野市、日光市、小山市、大田原市、那須塩原市	—
群馬県	〈伊勢崎市〉、沼田市、富岡市	〈太田市〉、（藤岡市）
埼玉県	秩父市、本庄市	—
千葉県	旭市、館山市	—
東京都		—
神奈川県		—
新潟県	〈長岡市〉、新発田市、村上市、燕市、糸魚川市、南魚沼市	柏崎市、十日町市、〈上越市〉、佐渡市
富山県		黒部市
石川県		七尾市、小松市
福井県		敦賀市、（小浜市）
山梨県	北杜市	（富士吉田市）
長野県	上田市、飯田市、伊那市、中野市・飯山市（複眼型）、佐久市	〈松本市〉、諏訪市
岐阜県	美濃加茂市	大垣市、高山市、関市、（可児市）
静岡県	湖西市	〈沼津市〉、磐田市、掛川市、（御殿場市）、裾野市
愛知県	刈谷市、西尾市	安城市、（新城市）、田原市
三重県	伊勢市、松阪市、いなべ市、伊賀市	〈津市〉、〈四日市市〉、亀山市

※表右欄の中心市要件を満たす市については、以下の市を除く

- 指定都市・中核市
- 中心市又は近隣市として定住自立圏又は連携中枢都市圏に取り組んでいる市

都道府県	宣言中心市	中心市要件を満たす市（左記を除く）
滋賀県	彦根市、長浜市、東近江市	草津市
京都府		福知山市、（舞鶴市）
大阪府		—
兵庫県	洲本市、豊岡市、西脇市、加西市・加東市（複眼型）、たつの市	小野市
奈良県	天理市	—
和歌山県		田辺市、（新宮市）
鳥取県	【鳥取市】、米子市（複眼型）、倉吉市	—
島根県	【松江市】（複眼型）、浜田市、出雲市、益田市	—
岡山県	津山市、備前市	—
広島県	三原市、庄原市	三次市
山口県	【下関市】、山口市、萩市、長門市	下松市、周南市
徳島県	〈徳島市〉、阿南市	—
香川県	【高松市】、丸亀市、観音寺市	坂出市
愛媛県	今治市、宇和島市	（八幡浜市）、新居浜市、大洲市、四国中央市
高知県	【高知市】、四万十市・宿毛市（複眼型）	—
福岡県	大牟田市、【久留米市】、飯塚市、田川市、八女市	朝倉市
佐賀県	唐津市、伊万里市	〈佐賀市〉、鳥栖市
長崎県	【長崎市】、五島市	島原市、諫早市
熊本県	八代市、人吉市、玉名市、山鹿市、菊池市、天草市	—
大分県	中津市、日田市	—
宮崎県	都城市、延岡市、小林市、日向市、日南市	—
鹿児島県	鹿屋市、指宿市、薩摩川内市、南さつま市	霧島市、奄美市
沖縄県	宮古島市	浦添市、名護市、（うるま市）
合計	140	64

- 定住自立圏は140市が中心市宣言済み。
- 130圏域（546市町村）で定住自立圏形成協定締結又は定住自立圏形成方針策定済み。
- 130圏域が定住自立圏共生ビジョン策定済み。

以下の40市が宣言連携中枢都市（令和4年11月1日現在）

札幌市、旭川市、青森市、八戸市、盛岡市、山形市、福島市、郡山市、水戸市、新潟市、富山市、高岡市・射水市（複眼型）、金沢市、福井市、甲府市、長野市、岐阜市、静岡市、姫路市、鳥取市、岡山市、倉敷市、広島市、呉市、福山市、山口市・宇部市（複眼型）、下関市、高松市、松山市、高知市、北九州市、久留米市、長崎市、佐世保市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市

# 定住自立圏における取組例

## ○政策分野別取組状況

定住自立圏 130圏域※（令和4年4月1日時点）における主な取組例と圏域数

※連携中枢都市圏に移行済の圏域を含む

### 市町村間の役割分担による生活機能の強化

**医療**  
113圏域  
医師派遣、適正受診の啓発、  
休日夜間診療所の運営等

**福祉**  
105圏域  
介護、高齢者福祉、子育て、  
障がい者等の支援

**教育**  
100圏域  
図書館ネットワーク構築、文化・スポーツ  
交流、公共施設相互利用等

**産業振興**  
114圏域  
広域観光ルートの設定、  
農産物のブランド化、企業誘致等

**環境**  
68圏域  
低炭素社会形成促進、  
バイオマスの利活用等

### 市町村間の結びつきやネットワークの強化

**地域公共交通**  
114圏域  
地域公共交通のネットワーク化、  
バス路線の維持等

**ICTインフラ整備・利活用**  
35圏域  
メール配信による圏域情報の共有等

**交通インフラ整備**  
111圏域  
生活道路の整備等

**地産地消**  
44圏域  
学校給食への地元特産物の活用、  
直売所の整備等

**交流移住**  
95圏域  
共同空き家バンク、圏域内イベント  
情報の共有と参加促進等

### 圏域マネジメント能力の強化

**合同研修・人事交流**  
94圏域  
合同研修の開催や  
職員の人事交流等

**外部専門家の招へい**  
25圏域  
医療、観光、ICT等の  
専門家を活用

# マイナンバーカードの広域利用促進事業

## 施策の概要

R4補正予算:3.9億円

- 住民の利便性を重視すると、生活圈等ある程度広がりを持った圏域でマイナンバーカードの利活用シーンを拡大するための取組を行っていくことが重要。広域での取組はコストの削減、多様な取組の実現にも繋がるものと考えられる。
- 連携中枢都市圏や定住自立圏では、施設の相互利用や公共交通の利便性向上に向けた取組等が進められているところだが、その際、マイナンバーカードという共通のインフラを活用することで本人確認等も含めて1枚のカードで全てを完結させることができるなど、住民の利便性の向上により資する取組とすることができる。

⇒既に地域的な一体感が醸成されている**連携中枢都市圏や定住自立圏**において、マイナンバーカードの広域利用を通じ、圏域内市町村が住民サービス等の向上や地域経済の活性化を図るために実施する**モデル的な取組みを促進**。

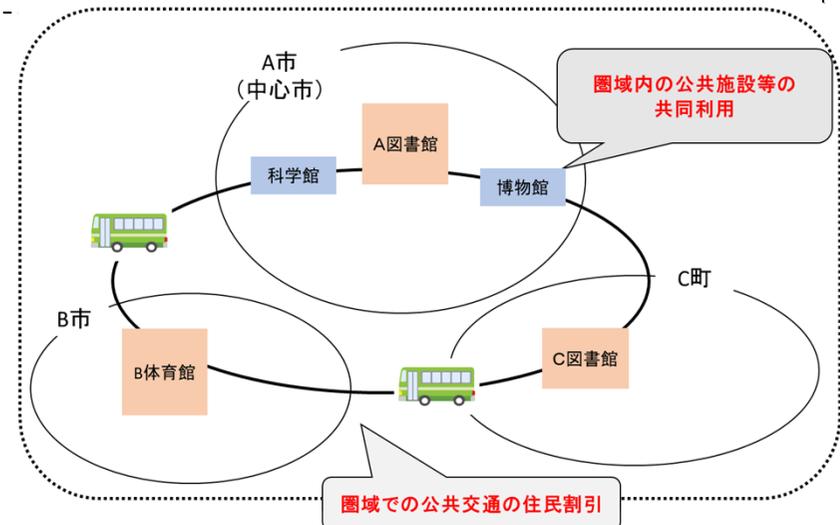
## 支援対象

※詳細は今後決まり次第お知らせする。

- 連携中枢都市圏や定住自立圏において、**マイナンバーカードの空き領域を広域で利用し**、利活用シーンの拡大を図るための取組支援を検討。

## 想定される利用シーン

- 図書館の広域利用、高齢者等の公共交通機関割引、市営施設の共通利用パス 等



【圏域内におけるカードの広域利用イメージ】

# 過疎対策の推進

---

# 過疎対策について

## I 過疎対策の経緯

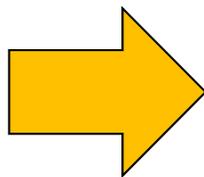
○昭和45年以来、五次にわたり議員立法として過疎法が制定（全て全会一致により成立）。

○直近では、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年3月に成立し、4月1日に施行。

## II 過疎地域の要件

市町村毎に、「人口減少要件」及び「財政力要件」により判定。

※人口減少団体の平均人口減少率より人口が減少しており、財政力の弱い市町村を指定



## III 過疎地域の現況等

	(過疎関係市町村)	(全国)	(過疎地域の割合)
関係市町村数(令和4.4.1)	885	1,718	51.5%
人口(令和2年国調:万人)	1,167	12,615	9.3%
面積(令和2年国調: km <sup>2</sup> )	238,675	377,976	63.2%

## IV 各種施策

### (1) 過疎法に基づく施策

- ①過疎対策事業債による支援（令和5年度計画額 5,400億円（充当率100%、元利償還の70%を交付税措置））
- ②国庫補助金の補助率かさ上げ（統合に伴う公立小中学校校舎の整備等）
- ③税制特例措置・地方税の課税免除等に伴う減収補てん措置 等

### (2) その他

- 過疎地域持続的発展支援交付金（令和5年度予算（案）：8.0億円）

## 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法案に対する附帯決議（令和3年3月26日 参議院総務委員会）

政府は、本法施行に当たり、次の事項について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一、昭和四十五年の過疎地域対策緊急措置法制定以来、五十年以上にわたって過疎対策が実施されてきたことを踏まえ、今後とも過疎対策法による施策の効果を検証しつつ、過疎地域に対する実効性ある支援措置の在り方について、過疎地域の市町村の意見も踏まえつつ、必要な検討を行うこと。
- 二、平成の合併については、周辺地域の活力が低下したなど、なお多くの課題が指摘されており、本法において、一部過疎、みなし過疎の要件を設けたことを踏まえ、今後とも合併市町村の過疎対策の効果の検証を行うとともに、合併に伴う過疎地域の諸課題の解消に向けた継続的な支援を行うこと。
- 三、本法に基づく過疎地域持続的発展市町村計画の策定については、住民自治の徹底の観点から、多様な住民の意見が十分に反映されるよう市町村に周知するなど、必要な措置を講ずること。
- 四、過疎地域の市町村からの提案に係る国による規制の見直しに当たっては、国が果たすべきナショナル・ミニマムの確保にも配慮すること。
- 五、過疎地域の市町村が、非過疎地域となることを目指し、地域活性化等の取組を積極的に推進するよう本法の趣旨を周知するとともに、非過疎地域となった市町村に対してもきめ細かく丁寧なサポートを積極的に行うこと。
- 六、住民生活の安全・安心を脅かす自然災害が多発し、被災市町村の財政が逼迫している状況を踏まえ、本法の適用の有無にかかわらず、財政力の低い団体における防災・減災対策の推進とともに、被災地の復旧・復興のための十分な人的・財政的支援を行うこと。
- 七、地方交付税の財源保障機能が適切に発揮されることの重要性に鑑み、本法の適用の有無にかかわらず、市町村において、住民生活に不可欠な施設の整備等を始め、必要な住民サービスを安定的に提供するための十分な財源が確保されるよう、地方財政計画への必要な経費の計上、地方交付税の法定率の見直し等による総額の充実確保、離島や中山間地など条件不利地域等地域の実情に十分に配慮した基準財政需要額の算定など、地方財政制度の見直しを検討すること。

右決議する。

# 過疎地域持続的発展支援交付金

R5予算額(案): 8.0億円  
(R4予算額: 8.0億円)

- 過疎地域等における地域課題解決のための取組を支援することにより、過疎地域の持続的発展を支援。

## ① 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

(まち・ひと・しごと創生総合戦略:「小さな拠点」の形成関連事業)

- 基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において地域運営組織等が行う生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動等を支援。(定額補助)  
※ 交付対象経費の限度額 1,500万円  
(下記事業については、限度額を上乗せ)
  - ① 専門人材を活用する事業(+500万円)
  - ② ICT等技術を活用する事業(+1,000万円)
  - ③ 上記(①+②)併用事業(+1,500万円)
- 令和5年度予算額(案) 4.0億円(令和4年度予算額4.0億円)

## ② 過疎地域持続的発展支援事業

- 過疎地域の地域課題解決を図り、持続的発展に資する取組として、過疎市町村が実施するICT等技術活用事業、都道府県が行う人材育成事業等を支援。(市町村:定額補助 都道府県:6/10、1/2補助)  
※ 過疎地域等自立活性化推進事業を発展的に改組し、事業主体に都道府県を追加  
※ 交付対象経費の限度額 2,000万円
- 令和5年度予算額(案) 2.5億円(令和4年度予算額2.5億円)

## ③ 過疎地域集落再編整備事業

- 過疎市町村が過疎地域の集落再編を図るために行う次の事業に対して補助(1/2補助)
  - ・定住促進団地整備事業
  - ・定住促進空き家活用事業
  - ・集落等移転事業
  - ・季節居住団地整備事業
- 令和5年度予算額(案) 0.9億円(令和4年度予算額0.9億円)

## ④ 過疎地域遊休施設再整備事業

- 過疎市町村が過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流及び地域振興、地域課題解決を図るための施設整備に対して補助(1/3補助)  
〈例〉
  - ・テレワーク施設やサテライトオフィス等働く場の整備事業
  - ・地域運営組織等のコミュニティ拠点施設
  - ・食肉、農産物等の加工施設
- 令和5年度予算額(案) 0.6億円(令和4年度予算額0.6億円)

# 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

R5予算額(案): 4億円  
(R4予算額: 4億円)

- 「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において、生活支援や「なりわい」の創出等の地域課題の解決に資する取組を幅広く支援(特に専門人材やICT等技術を活用する場合には上乗せ支援)。

## 施策の概要

- (1)対象地域 過疎地域をはじめとした条件不利地域  
(2)事業主体 集落ネットワーク圏を支える中心的な組織(地域運営組織等)  
(3)対象事業 集落機能の維持・活性化プランに基づく取組  
(4)交付対象経費の限度額 1,500万円(定額補助)

※下記事業については、限度額を上乗せ

- ①専門人材を活用する事業(+500万円)  
②ICT等技術を活用する事業(+1,000万円)  
上記①+②併用事業(+1,500万円)

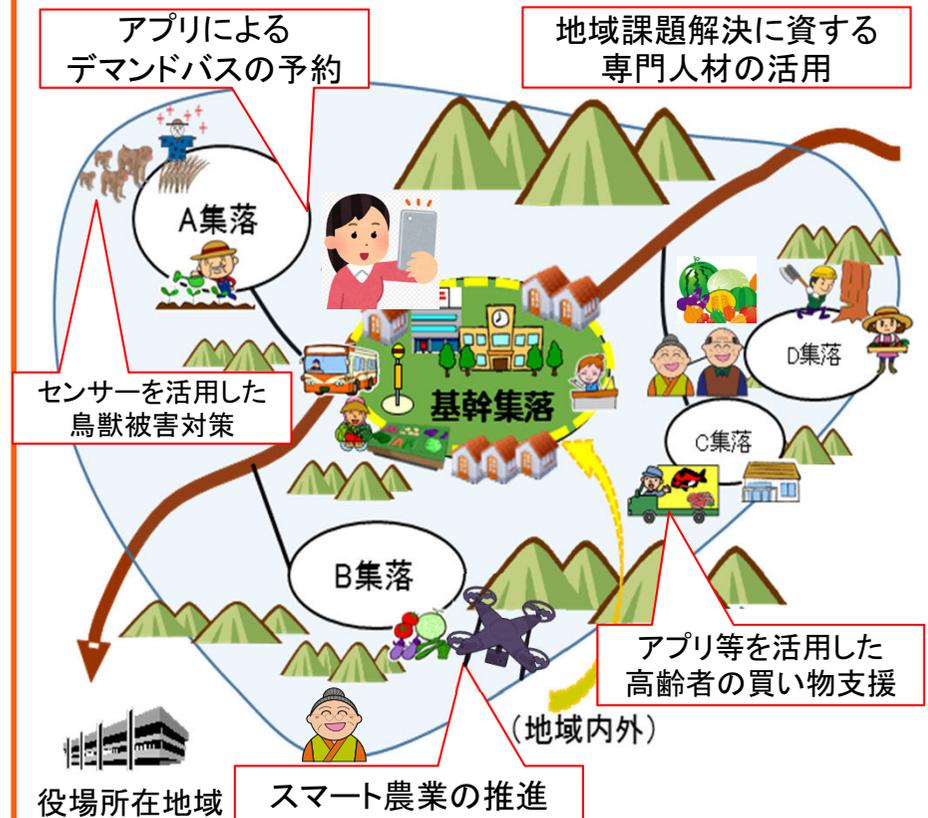
### ① 専門人材活用のイメージ

特産品開発、観光振興、地域交通、地域人材育成、移住定住促進、ICT技術等に関する専門的知識を有するアドバイザー、事業者 等

### ② ICT等技術活用のイメージ

ドローンを活用した買物支援、センサーを用いた鳥獣被害対策、対話型アプリを活用した高齢者の見守り、オンラインによる学習環境整備 等

## 集落ネットワーク圏における取組のイメージ



※範囲は、新旧小学校区、旧町村等を想定

# 過疎地域持続的発展支援事業

R5予算額(案): 2.5億円  
(R4予算額: 2.5億円)

## ○ 過疎地域の持続的発展に必要な人材育成事業、ICT等技術活用事業を支援。

### 施策の概要

- |                |  |
|----------------|--|
| (1) 対象地域       | 過疎地域   |
| (2) 事業主体       | ① 過疎市町村<br>② 都道府県                              |
| (3) 交付対象経費の限度額 | 2,000万円  |
| (4) 交付率        | ① 定額<br>② 1/2又は6/10(※)<br>※財政力指数0.51未満の都道府県に限る |

### (5) 対象事業

#### ○ 人材育成事業

(主として都道府県実施を想定。ただし、伝統、文化の継承など地域が特定される場合は、市町村実施も可)

- ・ 地域リーダーの育成
- ・ 他地域との交流やネットワークの強化 等

#### ※育成すべき人材(地域のリーダー)のイメージ

様々な地域組織や活動に横断的に関わる人材(横串人材)、地域資源を活用し、地場産品開発や地域PRができる人材、地域内人材と外部人材をつなぐ人材、ITリテラシーに長けた人材 等

#### ○ ICT等技術活用事業 (過疎市町村のみ)

- ・ 集落等のテレワーク環境整備
- ・ オンラインでの健康相談
- ・ アプリを活用した災害情報などの生活情報配信
- ・ ドローンを活用した買物等の生活支援
- ・ センサーを使った鳥獣対策 等

### 人材育成事業のイメージ



#### 【実施例】

複数の過疎市町村を対象とし都道府県主催で行う地域リーダー育成、交流、分野別人材育成研修事業 等

### ICT等技術活用事業のイメージ



#### 【実施例】

AIを活用した自動配車システムの構築、オンラインでの健康相談体制の構築 等

# 過疎地域集落再編整備事業

R5予算額(案):0.9億円  
(R4予算額:0.9億円)

- ポストコロナ社会を見据え、都市部から過疎地域への移住を推進するとともに、過疎地域における定住を促進するため、定住促進団地の整備や空き家を活用した住宅整備等を支援

## 施策の概要

### (1) 事業の種類

#### ① 定住促進団地整備事業

過疎市町村が実施する基幹的な集落等に住宅団地を造成する事業に対して補助

#### ② 定住促進空き家活用事業

過疎市町村内に点在する空き家を有効活用し、過疎市町村が実施する住宅整備に対して補助

#### ③ 集落等移転事業

基礎的条件が著しく低下した集落又は孤立散在する住居の基幹的な集落等への移転事業に対して補助

#### ④ 季節居住団地整備事業

交通条件が悪く、公共サービスの確保が困難な地域にある住居を対象にした、冬期間など季節居住等のための団地形成事業に対して補助

### (2) 実施主体

過疎市町村

### (3) 交付率

1/2以内

## 事業のイメージ

### 定住促進団地整備事業

交付対象経費の限度額  
3,877千円×戸数

過疎地域内で定住促進のための住宅団地を造成



### 定住促進空き家活用事業

交付対象経費の限度額  
4,000千円×戸数

過疎地域内の空き家を移住者等への住宅へ改修



改修前

改修後

# 過疎地域遊休施設再整備事業

R5予算額(案):0.6億円  
(R4予算額:0.6億円)

- 過疎地域内の遊休施設を有効活用し、地域間交流促進や地域振興に資する施設へ再整備する取組を支援

## 施策の概要

過疎地域に数多く存在している廃校舎や使用されていない家屋等の遊休施設を有効活用し、地域振興、地域課題解決に資する施設や都市住民等との地域間交流を促進するための農林漁業等体験施設、生産加工施設、地域芸能・文化体験施設等の整備事業に対して補助

(1)事業主体  
過疎市町村

(2)交付対象経費の限度額  
60,000千円

(3)交付率  
1/3以内

## 事業のイメージ

### 過疎地域内の遊休施設



廃校舎



使用されて  
いない旧公民館



使用されて  
いない倉庫等

改修

### 過疎地域内の課題解決に対応した施設へ



テレワーク施設や  
サテライトオフィス等  
働く場の施設整備



地域運営組織等の  
コミュニティ拠点施設



食肉、農産物等の  
加工施設

# 集落支援員について

## 集落支援員

地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施

※令和4年度 専任の「集落支援員」の設置数 1,997人 ※自治会長などとの兼務の集落支援員の設置数 3,174人

〈専任の「集落支援員」の属性〉 約4割が60代、約5割が元会社員・元公務員・元教員、約9割がそれまで暮らしていた地方自治体で活動

・地方自治体⇒集落支援員を設置し、集落支援員と協力して集落対策を推進(下記フロー図のとおり)

・総務省 ⇒地方自治体に対して、財政措置(特別交付税措置)、情報提供等を実施

〈特別交付税措置〉 ※ 国勢調査における人口集中地区については、特別交付税による措置の対象外

○措置額 … 集落支援員1人あたりの上限額 ・専任※ 445万円 ・兼任 40万円

※兼任の場合であって、集落支援員としての活動に従事する時間が週当たり15時間30分以上である旨を設置要綱等に規定して委嘱する場合を含む。

- 対象経費… ①集落支援員の設置に要する経費、②集落点検の実施に要する経費  
③集落における話し合いの実施に要する経費  
④地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策に要する経費

## 地方自治体の取組のフロー

### ■集落支援員の設置

- ・地方自治体の委嘱により「集落支援員」を設置。
- ・集落支援員は、市町村職員とも連携し、集落への「目配り」として、集落の巡回、状況把握等を行う。

集落支援員の活動イメージ

### ■集落点検の実施

- ・市町村職員と協力し、住民とともに、集落点検を実施

### ■集落のあり方についての話し合い

- ・「集落点検」の結果を活用し、住民と住民、住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての話し合いを促進

### □集落の維持・活性化に向けた取組

- ①デマンド交通システムなど地域交通の確保、
- ②都市から地方への移住・交流の推進、
- ③特産品を生かした地域おこし、
- ④高齢者見守りサービスの実施、
- ⑤伝統文化継承、
- ⑥集落の自主的活動への支援 等

支援

総務省

# 集落支援員の活躍先

○支援員数 専任1,997名、兼任3,174名

自治体(3府県394市町村)

(令和4年度特交ベース)

※表は専任のみ (人)

都道府県名	市町村	支援員数	都道府県名	市町村	支援員数	都道府県名	市町村	支援員数	都道府県名	市町村	支援員数	都道府県名	市町村	支援員数	都道府県名	市町村	支援員数	都道府県名	市町村	支援員数
北海道 (63)	美幌市	1	山形県	飯豊町	15	長野県 (146)	長野市	1	三重県	御浜町	3	愛媛県	久万高原町	9	熊本県	山都町	1			
	深川市	2		庄内町	5		伊那市	15		江府町	22		高知市	2		多良木町	1			
	石狩市	3		遊佐町	2		大町市	2		守山市	2		室戸市	4		大分市	2			
	松前町	1		遊佐町	2		茅野市	2		甲賀市	20		南国市	3		日田市	10			
	乙部町	1		会津若松市	1		東海市	9		京都市	4		須崎市	2		佐伯市	12			
	寿都町	1		喜多上市	6		青木村	1		綾部市	2		宿毛市	1		臼杵市	14			
	蘭越町	1		二本松市	7		辰野町	2		宮津市	1		香南市	2		津久見市	1			
	二七コ町	6		天栄村	1		箕輪町	4		京丹後市	6		香美市	12		竹田市	4			
	積丹町	1		南会津町	3		飯島町	7		南丹市	7		東洋町	1		豊後高田市	3			
	上砂川町	1		三島町	1		南箕輪村	1		伊根町	4		奈半利町	2		宇佐市	24			
	北竜町	3	会津美里町	2	中川村	9	豊岡市	32	安田町	3	豊後大野市	8								
	鷹栖町	1	石川町	5	宮田村	1	西脇市	4	馬路村	3	由布市	4								
	比布町	1	北茨城市	1	松川町	12	加西市	2	芸西村	4	玖珠町	4								
	愛別町	1	茨城町	2	高森町	2	丹波篠山市	1	海士町	44	本山市	5								
	東川町	15	足利市	2	阿智村	5	養父市	34	西ノ島町	3	大豊町	8								
	南富良野町	1	矢板市	2	平谷村	1	丹波市	22	知夫村	19	土佐町	5								
	和寒町	1	沼田市	2	売木村	5	朝来市	26	いの町	2	いの町	5								
	美深町	1	碓氷村	4	天龍村	3	宍粟市	5	仁淀川町	1	椎葉村	9								
	中頓別町	1	秩父市	6	豊丘村	6	神河町	1	中土佐町	1	日之影町	1								
	白老町	4	横瀬町	1	大鹿村	3	上郡町	3	佐川町	11	五ヶ瀬町	2								
厚真町	5	王滝町	5	王滝村	6	佐用町	7	越知町	4	鹿兒島市	10									
安平町	3	館山市	1	木曾町	1	香美町	1	赤磐市	1	構原町	7									
清水町	4	南房総市	12	麻績村	1	新温泉町	2	真庭市	6	日高村	5									
白糠町	4	香取市	4	生坂村	7	宇陀市	4	浅口市	3	津野町	2									
青森県	むつ市	2	山武市	1	朝日村	3	山添村	2	矢掛町	7	四万十町	1								
	大船渡市	8	大多喜町	5	白馬村	6	曾爾村	1	勝央町	2	三原村	5								
岩手県 (45)	久慈市	3	利島村	1	小谷村	13	明日香村	1	美咲町	2	黒潮町	2								
	雫石町	14	長岡市	12	高山村	10	吉野町	4	三原市	6	筑後市	11								
	紫波町	2	新発田市	2	木島平村	6	黒滝村	1	三次市	6	小郡市	3								
	西和賀町	8	小千谷市	4	飯綱町	2	天川村	4	庄原市	26	うきは市	3								
宮城県 (41)	岩泉町	10	十日町市	23	関市	7	十津川村	5	甘日市	7	嘉麻市	1								
	気仙沼市	7	見附市	11	中津川市	16	下北山村	4	安芸太田町	2	朝倉市	2								
	登米市	20	村上市	7	瑞浪市	8	上北山村	5	北広島町	4	東峰村	5								
	東松島市	4	糸魚川市	11	恵那市	4	川上村	23	大崎上島町	1	大刀洗町	4								
秋田県 (16)	丸森町	8	妙高市	4	下呂市	3	東吉野村	5	宇部市	5	香春町	2								
	加美町	2	上越市	9	七宗町	4	紀美野町	11	山口市	1	みやこ町	2								
	秋田県★	2	佐渡市	9	白川町	7	高野町	2	岩国市	7	唐津市	7								
	湯沢市	1	魚沼市	9	東白川村	2	すさみ町	6	長門市	24	多久市	1								
	鹿角市	2	胎内市	1	静岡市	10	那智勝浦町	4	柳井市	3	伊万里市	4								
山形県 (56)	由利本荘市	4	阿賀町	7	浜松市	6	古座川町	1	美祢市	4	小城市	1								
	五城目町	2	津南町	1	島田市	1	鳥取市	1	周防大島町	1	基山町	6								
	羽後町	2	関川村	3	小山町	3	倉吉市	17	平生町	6	上峰町	4								
	酒田市	5	粟島浦村	2	尾鷲市	3	智頭町	11	阿武町	2	平戸市	16								
	寒河江市	1	富山県★	3	鳥羽市	2	八頭町	22	美馬市	7	菅崎市	14								
	長井市	19	福井市	6	熊野市	27	三朝町	6	三好市	18	五島市	12								
	朝日町	1	坂井市	1	いなべ市	75	琴浦町	3	上勝町	1	小根賀町	1								
	金山町	2	越前町	2	明和町	6	大山町	6	神山町	6	南小国町	1								
	最上町	3	南アルプス市	1	玉城町	1	南部町	19	那賀町	2	高森町	10								
	舟形町	2	早川町	2	南伊勢町	6	伯耆町	2	牟岐町	3	南阿蘇村	1								
川西町	4	丹波山村	1	紀北町	8	日南町	12	香川県	さぬき市	1	伊佐町	2								

表中の★は、県が実施

令和3年度 専任1,915名 兼任3,424名(3府県383市町村)  
 令和2年度 専任1,746名、兼任3,078名(3府県358市町村)  
 令和元年度 専任1,741名、兼任3,320名(4府県348市町村)  
 平成30年度 専任1,391名、兼任3,497名(3府県328市町村)  
 平成29年度 専任1,195名、兼任3,320名(3府県300市町村)

平成28年度 専任1,158名、兼任3,276名(4府県277市町村)  
 平成27年度 専任994名、兼任 3,096名(3府県238市町村)  
 平成26年度 専任858名、兼任 3,850名(5府県216市町村)  
 平成25年度 専任741名、兼任 3,764名(7府県189市町村)  
 平成24年度 専任694名、兼任 3,505名(6府県186市町村)

平成23年度 専任597名、兼任約3,700名(9府県149市町村)  
 平成22年度 専任500名、兼任約3,600名(13府県134市町村)  
 平成21年度 専任449名、兼任約3,500名(9府県113市町村)  
 平成20年度 専任199名、兼任約2,000名(11府県 66市町村)

### ●高知県土佐清水市 過疎地域持続的発展計画（抄）

#### (5)地域の持続的発展のための基本目標

本市のあらゆる計画の最上位に位置付けている第七次土佐清水市総合振興計画の6つの基本目標と整合性を図り策定した、第2期土佐清水市まち・ひと・しごと創生総合戦略において設定した4つの基本目標を地域の持続的発展のための基本目標とします。

- ・基本目標 1 基幹産業の復興により安定及び新たな雇用を創出する
- ・基本目標 2 人の流れを創出する
- ・基本目標 3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ・基本目標 4 人と人とのつながりを強め、暮らしを守るとともに、地域のにぎわいを創出する

#### ●人口に関する目標

- ・人口目標 令和7年度 10,564人
- ・社会増減 令和7年度 0人

#### ●その他、地域の実情に応じ、地域の持続的発展のための基本となる目標

- ・農林水産業新規就業者数 令和7年度 36人(累計)
- ・観光消費額 令和7年度 65億円
- ・婚姻数 令和7年度 32組
- ・移住者数 令和7年度 90人

#### (6)計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の取組については、毎年度、庁内委員による総合振興計画等策定委員会や外部委員による総合振興計画等検討会議にて進捗管理及び評価を行います。

# 令和5年度税制改正等を踏まえた過疎地域における対応について【概要】

未定稿

## 1. 現行

- 半島・離島・奄美群島振興法に基づく税制特例措置等の対象となる地区と、過疎法に基づく税制特例措置等の対象ともなる地区が重複(重複地区においては、税制特例措置等が同内容となっており、どちらの税制特例措置等を活用するかは事業者の判断に委ねられている。)

現行	過疎法に基づく特例措置等対象地区	過疎法に基づく特例措置等非対象地区
各振興法に基づく特例措置等対象地区	適用可能 (過疎法に基づく特例措置等か各振興法に基づく特例措置等かを選択)	適用可能 (各振興法に基づく特例措置等のみ)
各振興法に基づく特例措置等非対象地区	適用可能 (過疎法に基づく特例措置のみ)	適用不可



## 2. 改正概要(R5. 4~)

- 各振興法に基づく税制特例措置等の対象地区から、過疎地域に係る措置等の対象地区が除外され、重複地区においては、過疎法に基づく税制特例措置等のみ適用。

改正後	過疎法に基づく特例措置等対象地区	過疎法に基づく特例措置等非対象地区
各振興法に基づく特例措置等対象地区	適用可能 (過疎法に基づく特例措置等のみ)	適用可能 (各振興法に基づく特例措置等のみ)
各振興法に基づく特例措置等非対象地区	適用可能 (過疎法に基づく特例措置等のみ)	適用不可

- 本改正により、現在、税制特例措置等の対象となっている事業者に不利益が生じないよう、次の所要の対応をとっていただきたい。

※地方税の課税免除等にかかる減収補填措置の適用を受けるためにも必要

① 【関係市町村(都道府県と要協議)】 令和5年3月31日までに、過疎地域持続的発展市町村計画に産業振興促進事項を記載

② 【関係市町村・関係都道府県】 産業振興促進事項にかかる課税免除等条例の制定等

(令和4年12月26日付 過疎対策室事務連絡 参照)

## **空き家対策・所有者不明土地等対策の推進**

---

# 空家等対策の推進に関する特別措置法について

## 概要

### 背景

- 適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用のため対応が必要(法1条)

### 施策の概要

- 国による基本指針の策定・市町村による計画の策定等(法5条～8条)
- 空家等についての情報収集(法9条～10条)
- 空家等及びその跡地の活用(法13条)
- 特定空家等に対する措置(法14条)
- 財政上の措置及び税制上の措置等(法15条)

## 施行状況

○国土交通省・総務省調査(令和4年3月31日時点)

## 空家の定義

- 「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。(法2条1項)
- 「特定空家等」とは、
  - ①倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
  - ②著しく衛生上有害となるおそれのある状態
  - ③適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態
  - ④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にある空家等をいう。(法2条2項)

### 空家等

- ・市町村による空家等対策計画の策定
- ・空家等の所在や所有者の調査
- ・固定資産税情報の内部利用等
- ・データベースの整備等
- ・適切な管理の促進、有効活用

### 特定空家等

- ・措置の実施のための立入調査
- ・指導→勧告→命令→代執行の措置

### 1. 空家等対策計画の策定状況

	市区町村数	比率
策定済み	1,399	80%
策定予定あり	218	13%
令和4年度	86	5%
令和5年度以降	21	1%
時期未定	111	7%
策定予定なし	124	7%
合計	1,741	100%

### 2. 法定協議会の設置状況

	市区町村数	比率
設置済み	947	54%
設置予定あり	251	15%
令和4年度	68	4%
令和5年度以降	21	1%
時期未定	162	10%
設置予定なし	543	31%
合計	1,741	100%

### 3. 特定空家等に対する措置状況(直近5カ年) ※( )内は市区町村数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	合計
助言・指導	3,852 (269)	4,584 (321)	5,349 (398)	5,762 (396)	6,083 (442)	30,785 (773)
勧告	298 (91)	379 (104)	442 (135)	473 (149)	525 (156)	2,382 (376)
命令	40 (28)	39 (20)	42 (33)	65 (46)	84 (61)	294 (153)
行政代執行	12 (12)	18 (14)	28 (25)	23 (21)	47 (43)	140 (103)
略式代執行	40 (33)	50 (45)	69 (56)	66 (54)	82 (72)	342 (206)

# 地方自治体の空き家対策への地方財政措置

## 概要

- 空き家が防災・衛生・景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、「空き家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、市町村は空き家等対策計画の策定等により、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進
- 空き家に関するデータベースの整備、空き家相談窓口の設置、空き家の利活用・除却等の地方自治体が行う空き家対策のプロセス全体に対し特別交付税を措置

## 対象経費

- 市町村が行う次の取組に係る地方負担について特別交付税措置（措置率0.5、財政力に応じて補正）

### ①空き家対策のために必要な調査

- ・空き家等の所有者特定のための調査
- ・空き家等対策計画の策定等のために必要な空き家住宅等の実態把握

### ②空き家対策を講ずる上で必要な体制整備

- ・空き家に関するデータベースの整備
- ・空き家相談窓口の設置 等

### ③空家等対策計画の策定

### ④空き家の利活用

- ・空き家バンクの設置
- ・空き家の入居者への家賃補助 等

### ⑤危険な空き家の除却・改修

<除却のイメージ>

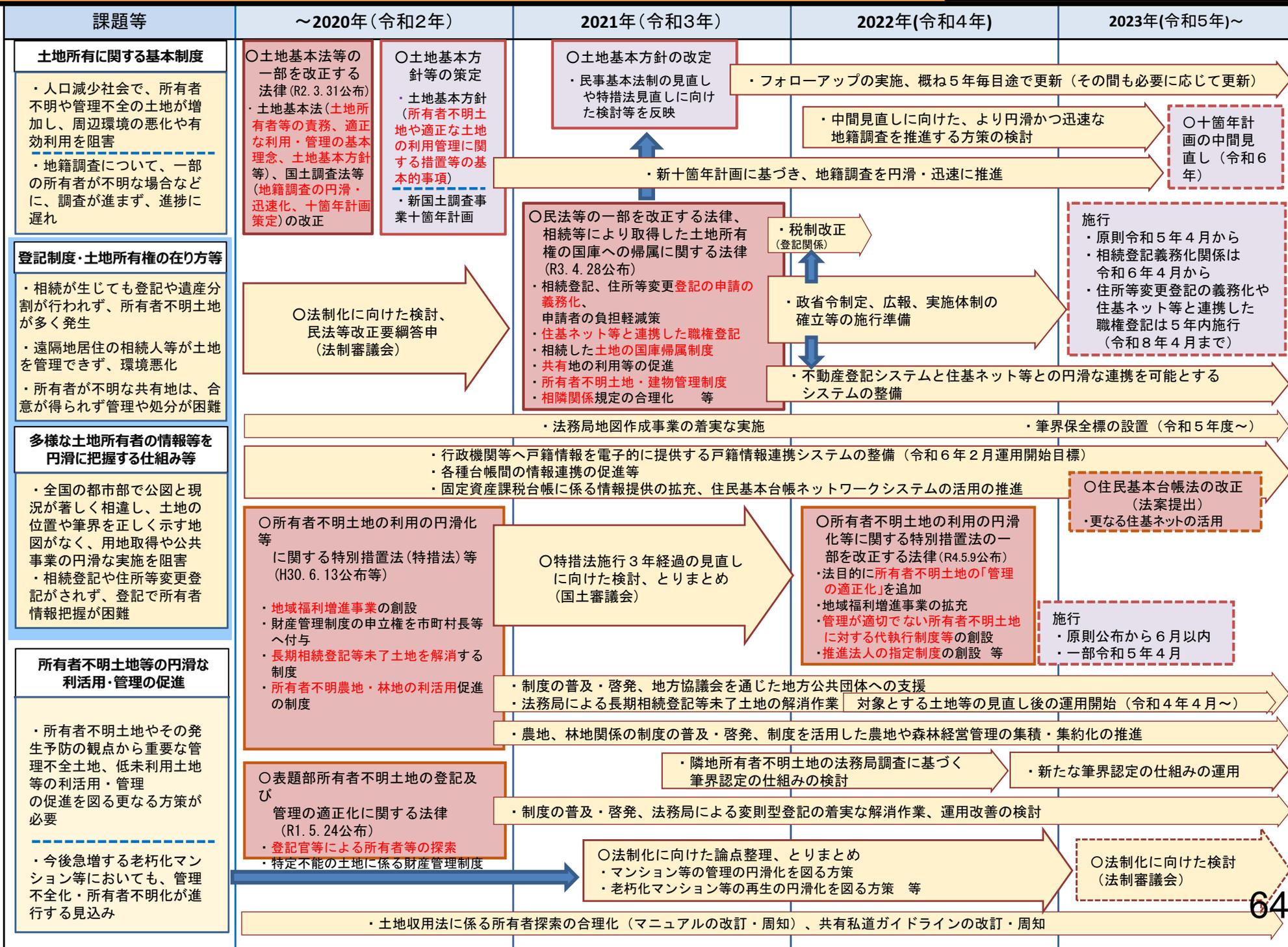


※①及び③については、国庫補助事業の地方負担分に限る。

※都道府県についても、国庫補助事業の地方負担分（①、③、⑤）を対象とする（市町村が国庫補助を受けて実施する事業に対する都道府県補助事業も含む）。

# 所有者不明土地等問題 対策推進の工程表

R4.5 第10回所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議資料



# 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法について

## 1. 所有者不明土地を円滑に利用する仕組み

【令和元年6月1日施行、改正部分は令和4年11月1日施行】

反対する権利者がおらず、建築物(※)がなく現に利用されていない所有者不明土地について、以下の仕組みを構築。

※ 簡易な構造の建築物又は劣化により利用困難な建築物(補償額の算定が容易なもの)等を除く

- ① 公共事業における収用手続きの合理化・円滑化 (所有権の取得)
  - ・ 国、都道府県知事が事業認定した事業について、収用委員会に代わり都道府県知事が裁定
- ② 地域福利増進事業の創設 (使用権の設定)
  - ・ 都道府県知事が公益性等を確認、一定期間の公告
  - ・ 市区町村長の意見を聴いた上で、都道府県知事が使用権(上限10年間(一部20年))を設定

地域福利増進事業のイメージ



## 2. 所有者不明土地を適切に管理する仕組み

【①令和4年11月1日施行、②令和5年4月施行、③平成30年11月15日施行】

- ① 管理の適正化のための勧告・命令・代執行
  - ・ 管理が実施されないと見込まれる所有者不明土地(管理不全所有者不明土地)について、周辺における災害発生等を防止するため、勧告・命令・代執行の権限を市町村長に付与
- ② 所有者不明土地管理制度・管理不全土地管理制度に係る民法の特例
  - ・ 地方裁判所に対する所有者不明土地管理命令・管理不全土地管理命令の請求権を地方公共団体の長等に付与
- ③ 不在者財産・相続財産の管理に係る民法の特例
  - ・ 家庭裁判所に対する不在者財産の管理に必要な処分命令及び財産管理人の選任の請求権を地方公共団体の長等に付与



高台から瓦礫や岩石、柵等が落下するおそれ

## 3. 所有者の探索を合理化する仕組み

【平成30年11月15日施行、改正部分は令和4年11月1日施行】

- ・ 原則として、登記簿、住民票、戸籍など、客観性の高い公的書類を調査することとし、調査の範囲を合理化・明確化
- ・ 固定資産課税台帳、地籍調査票、インフラ事業者等の保有情報など有益な所有者情報を行政機関等が利用可能に(勧告等の準備にも利用可能)

## 4. 所有者不明土地対策の推進体制の強化

【①②は令和4年11月1日施行、③は一部平成30年11月15日施行】

- ① 所有者不明土地対策に関する計画及び協議会
  - ・ 市町村は、所有者不明土地の利用の円滑化及び管理の適正化等を図るため、所有者不明土地対策計画の作成や所有者不明土地対策協議会の設置が可能
- ② 所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定制度
  - ・ 市町村長は、特定非営利活動法人や一般社団法人等を所有者不明土地利用円滑化等推進法人として指定が可能
- ③ 国土交通省職員の派遣の要請
  - ・ 地方公共団体の長は、所有者探索等の専門知識を習得させる必要があるときは、国土交通省職員の派遣の要請が可能

【令和5年地方分権一括法案】 住民基本台帳ネットワークシステムの利用事務の拡大  
 (所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法、森林法等に基づく事務)

現  
行

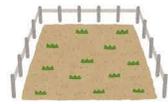
住民基本台帳法

- ①所有者不明土地法<sup>(注1)</sup>に基づく土地所有者探索事務
- ②森林法に基づく林地台帳作成事務 等<sup>※</sup>

を行うために、**住民票の写し等について、地方公共団体間での請求(公用請求)や、申請等での添付が必要**

所有者等の現住所を速やかに  
特定する必要がある

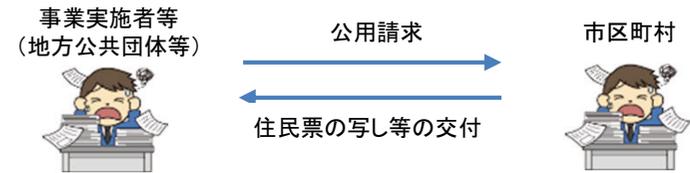
所有者等が不明の土地



※上記の事務のほか、①不動産登記法、②表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律、③農地法、④農地中間管理事業の推進に関する法律、⑤森林経営管理法に基づく事務などについても、所有者不明土地対策として住基ネットの利用を可能とする(注2)。

支障

○公用請求は件数が膨大であり、複数回要する場合もあることから、所有者等の現住所の特定に時間を要する上、事業実施者等(地方公共団体等)にとっても、対応する市区町村にとっても負担となる



○申請等の添付書類として住民票の写し等が必要とされる場合も、住民票の写し等を交付する市区町村の事務負担となっている。

見  
直  
し  
後

住民基本台帳ネットワークシステムを利用できる事務に  
所有者不明土地法等に基づく事務を追加

住民基本台帳ネットワークシステムを利用することにより、  
 ○**公用請求が不要に**  
 ○**住民票の写し等の添付が不要に**



効果

○所有者等の現住所の速やかな特定が可能となり、  
**各事務の円滑な実施に寄与**

○市区町村では、**公用請求への対応や住民票の写し等の交付に係る事務が減少し、行政事務が効率化**

○申請書類等の削減により、  
**申請等の手続負担が軽減**



(注1) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号)

(注2) その他、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)」に基づく事務についても住基ネットの利用を可能とする措置を講ずる。

# PPP / PFI の導入促進

---

# PPP/PFIの導入促進（総務省の取組）

○ 厳しい財政制約の中で公共施設の老朽化が進む現状を踏まえると、PPP/PFIによる民間の資金やノウハウの活用は重要

## 1 地方公共団体への周知

○H26.6.30 「『PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプランに係る集中強化期間の取組方針について』の送付及び公共施設等運営権制度における指定管理者制度や公営企業の取扱等について」

→公共施設等運営権制度と指定管理者制度との適用関係、公共施設等運営権設定後の公営企業の取扱等について周知。

○H27.8.28 「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」

→公共施設等運営権制度の積極的導入や公共施設の維持更新・集約化等へのPPP/PFI手法の導入等を要請。

○H27.12.17 「『多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針』について」

→人口20万人以上の地方公共団体に優先的検討規定の策定を要請。

○H28.10 「PPP事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド(国土交通省・内閣府・総務省)」

→PPP事業における官民対話・事業者選定プロセスに関し、先進的に取り組んできた地方公共団体の事例をもとにガイドを作成。

○R2.7 「『PPP/PFI事例集』の御案内」

→R2.4月に内閣府民間資金等活用事業推進室によって作成された事例集について、地方公共団体に周知。

○R3.6.21 「PPP/PFI手法導入優先的検討規定の策定及び運用について(要請)」

→人口10万人以上の地方公共団体に優先的検討規定の策定を要請。

○R4.10.31 「公共調達における民間提案を実施した企業に対する加点措置について(通知)」

→「公共調達における民間提案を実施した企業に対する加点措置に関する実施要領」に基づく取組の推進を要請。

○ 加えて、公営企業についても、水道・下水道事業における広域化等及び更なる民間活用の促進のため、「平成31年度の公営企業等関係主要施策に関する留意事項について」等で示している留意点等について、地方公共団体への周知を実施。あわせて、公営企業会計の適用については、新たなロードマップにより、人口3万人未満も含め地方公共団体における取組を一層促進。 68

# PPP/PFIの導入促進（総務省の取組）

## 2 公共施設等総合管理計画の策定、見直し

- ・ 公共施設等の更新などに際してPPP/PFIは有効な手段であることから、公共施設等総合管理計画の策定、見直しにあたってPPP/PFIを積極的に活用するよう検討することが重要。
- ・ 公共施設等総合管理計画については、各地方公共団体に対して、平成26年度から28年度までの3年間の策定を要請（平成26年4月22日付け総務大臣通知）。あわせて、計画策定にあたっての指針を策定（平成30年2月27日改訂）。当指針では、計画の検討にあたってPPP/PFIの積極的な活用を検討するよう明記。
- ・ また、説明会の開催等により地方公共団体における公共施設等総合管理計画の策定、見直しを促進。

## 3 地方公会計の整備

- ・ PPP/PFIの導入促進のためには、地方公共団体が保有するストック情報を民間事業者に対して開示することが重要。
- ・ 総務省では、各地方公共団体に対して、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で、公表を前提とした固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計を整備するよう要請（平成27年1月23日付け総務大臣通知）。分析手法や事例の紹介、研修等の実施、特別交付税措置等により、予算編成や資産管理等への活用を促進。

## 4 地方財政措置

- ・ 地方公共団体がPPP/PFIを導入しても、地方財政上不利にならないよう財政措置を講じる（イコールフットイングを図る）ことが基本。
- ・ 平成27年度から、地方公共団体が国庫補助を受けて実施するコンセッション方式の導入に向けた調査等の準備事業に係る地方負担について、特別交付税措置を講じている。

## 5 PPP/PFIに係る調査研究

- ・ 地方公共団体においてPFI事業を遂行する際に、実務上課題となることについて、解決策を探るとともに、新たな取組の優良事例を調査研究し、地方公共団体に周知。
- ・ 令和4年度は、「地方公共団体のPPP/PFI事業における優先的検討規程の運用状況等に係る調査研究」を実施。

# PPP事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド（概要）

## <PPP推進に係るボトルネック>

### 行政

・民間事業者から有意義な提案がなされるよう、有意義な提案をした民間事業者に対してインセンティブを与えたい。



・公共調達であるが故に、公平性・公正性の確保に留意する必要がある。

### 民間事業者

・提案にもコスト（時間・費用）がかかる。

・公募条件において、コストをかけた提案を「ただ取り」されたのでは割が合わない。



上記ボトルネックを解決するため、「PPP/PFI推進のための入札契約手続きのあり方に関する勉強会」における議論を踏まえて、「PPP事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド」として取りまとめ。

## ○「PPP/PFI推進のための入札契約手続きのあり方に関する勉強会」構成員

### 構成員

大森 文彦 弁護士・東洋大学法学部教授	内閣府民間資金等活用事業推進室参事官
小澤 一雅 東京大学大学院工学系研究科社会基盤学専攻教授	総務省自治行政局 地域自立応援課地域振興室長
根本 祐二 東洋大学経済学部教授	国土交通省総合政策局官民連携政策課長
宮本 和明 東京都市大学都市生活学部都市生活学科教授	国土交通省総合政策局 公共事業企画調整課事業総括調整官
村木 美貴 千葉大学大学院工学研究科教授	国土交通省土地・建設産業局 建設業課入札制度企画指導室長

国土交通省資料より作成

### ポイント1: ルールの事前明示

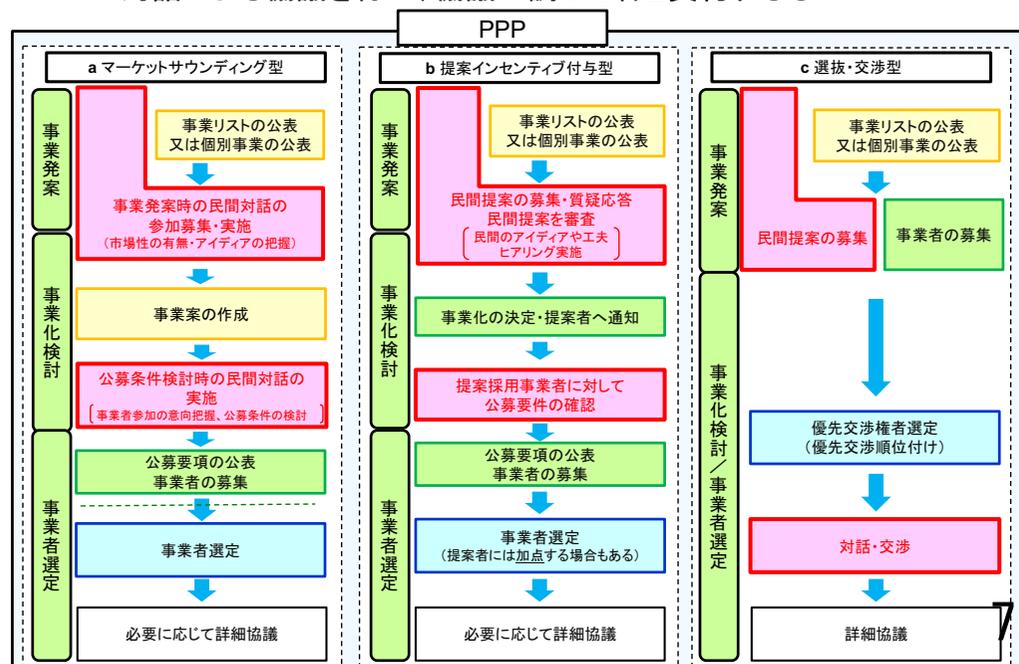
（直接・間接の）インセンティブがあり得ることを、提案募集の前に明示。

### ポイント2: 中立的な第三者の活用

事業者選定に当たり、外部有識者等からなる第三者機関を活用。

### 【対話方式の概要】

- 明示的なインセンティブがなくとも、アイデアや意見がその後の検討内容や公募条件に反映され得ることが民間事業者のインセンティブとなる場合
  - ⇒ a. マーケットサウンディング型  
参加事業者を募り、個別ヒアリング等により、意見交換・対話を行うもの
- 明示的なインセンティブが必要な場合
  - ⇒ b. 提案インセンティブ付与型  
事業者選定評価において、提案が採用された事業者に対してインセンティブ付与（加点）を行うもの
  - ⇒ c. 選抜・交渉型  
提案内容を審査して優先順位付けを行い、事業内容について競争的対話による協議を行い、協議が調った者と契約するもの



## 棚田地域振興の推進

---

# 棚田地域振興法の概要

- 令和元年6月、議員立法により「棚田地域振興法」が成立（令和元年8月16日施行）。法律に基づく「棚田地域の振興に関する基本的な方針」が同年8月22日に閣議決定。
- 多様な主体が参画する地域協議会による棚田を核とした地域振興の取組を関係府省庁横断で総合的に支援する枠組みが構築。

## 棚田地域振興法の概要

### 1. 目的(1条)

棚田地域における人口減少、  
高齢化の進展等



棚田が荒廃の危機に  
直面

棚田地域の振興について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の棚田地域の振興に関し必要な事項を定めることにより、貴重な国民的財産である棚田を保全し、棚田地域の有する多面にわたる機能の維持増進を図り、もって棚田地域の持続的発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

- 棚田地域…自然的社会的諸条件からみて一体的な日常生活圏を構成していると認められる棚田を含む一定の地域であって政令で定める要件に該当するもの(2条)

※政令要件：昭和25年2月時点の市町村の区域で、その区域内に勾配1/20以上の一団の棚田が1ha以上あること

### 2. 基本理念(3条)

- ① 棚田地域の振興は、棚田地域の有する多面にわたる機能(農産物の供給、国土の保全、水源の涵養、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承等)が維持されるよう、棚田等の保全を図るとともに、棚田地域における定住等及び国内外の地域との交流を促進することを旨として、行われなければならない。
- ② 棚田地域の振興に関する施策は、農業者、地域住民等による自主的努力の助長及び多様な主体の連携・協力の促進を旨として、講ぜられなければならない。

### 3. 国等の責務(4条)

- 国…棚田地域の振興に関する施策を総合的に策定・実施
- 地方公共団体…国との連携を図りつつ、自主的・主体的に、地域の特性に応じた施策を策定・実施

### 4. 基本方針等(5条・6条)

- 政府…棚田地域の振興に関する基本方針を策定(内閣総理大臣が案を作成し、閣議決定)(5条)
- 都道府県…基本方針を勘案して、都道府県棚田地域振興計画を策定(6条)

### 5. 具体的施策(7条～18条)

#### (1) 指定棚田地域の指定、指定棚田地域振興活動計画の認定等

- ① 主務大臣は、都道府県の申請に基づき、指定棚田地域を指定(7条)
  - 主務大臣…総務大臣・文部科学大臣・農林水産大臣・国土交通大臣・環境大臣(18条)
- ② 市町村は、指定棚田地域振興活動の参加者からなる指定棚田地域振興協議会を組織(8条)
- ③ 国による協議会の構成員に対する情報提供、助言等の援助(9条)
- ④ 協議会が作成した指定棚田地域振興活動計画について、主務大臣が認定(10条)
- ⑤ 計画の実施状況について、主務大臣が認定市町村から報告徴収(11条)

棚田地域振興  
コンシェルジュ

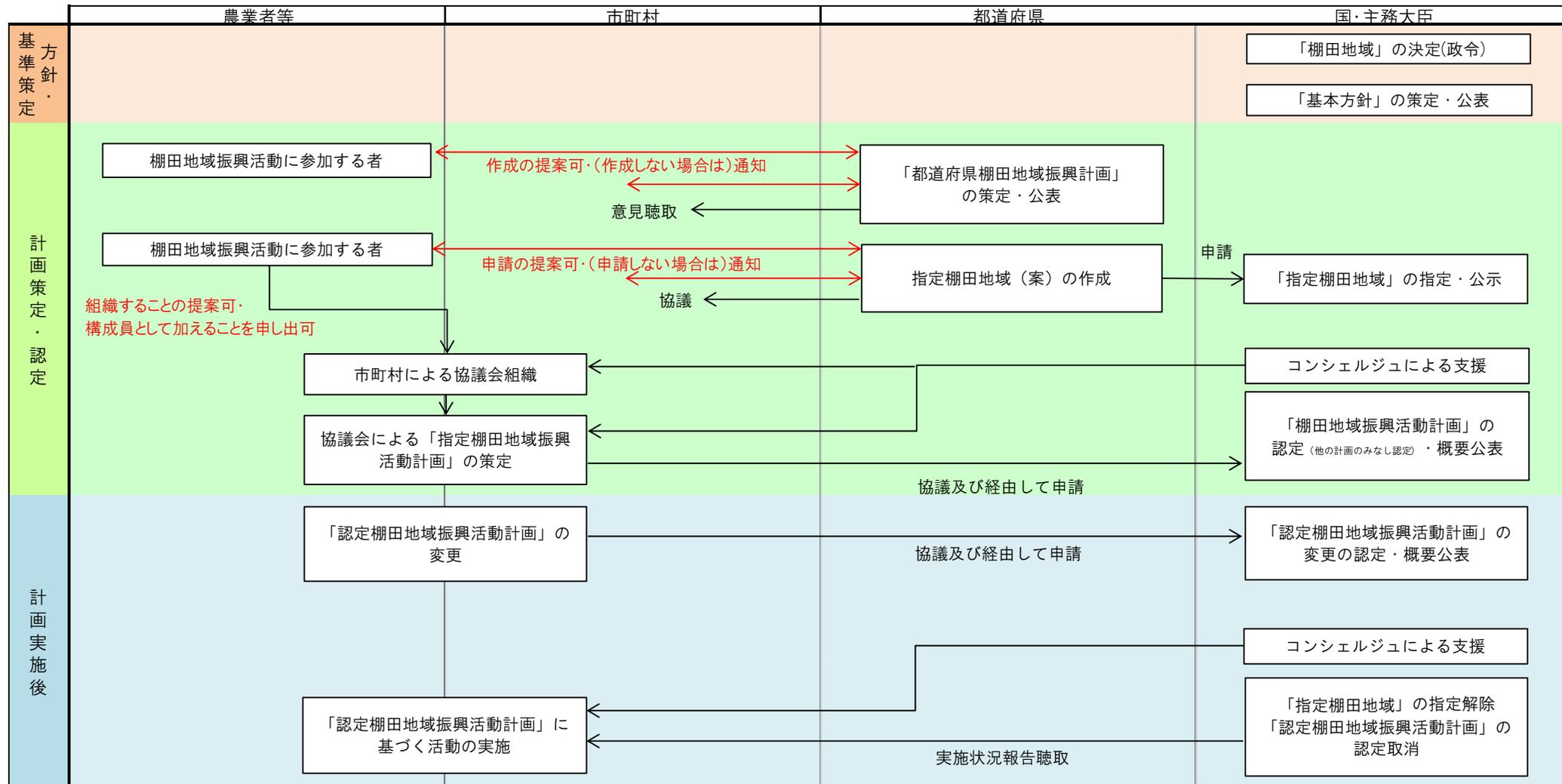
#### (2) 支援等の措置

- ① 特定の事項が記載された指定棚田地域振興活動計画の認定申請は、農山漁村活性化法の規定による活性化計画の提出とみなす。(12条)
- ② 特定の事項が記載された指定棚田地域振興活動計画の認定は、エコツーリズム推進法の規定によるエコツーリズム推進全体構想の認定とみなす。(13条)
- ③ 国は、必要な財政上又は税制上その他の措置を講じ(14条)、毎年度、当該年度に実施する指定棚田地域の振興に資する事業を取りまとめて公表(15条)
- ④ 国・地方公共団体による棚田地域振興活動を担うべき人材の育成・確保のために必要な措置(16条)
- ⑤ 政府に棚田地域振興連絡会議(関係行政機関の職員で構成)を設け、棚田地域の振興に関する施策の総合的・効果的な推進を図るための連絡調整を実施(17条)

みなし認定等

施行期日：公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日  
失効日：令和7年3月31日

# 棚田地域振興法のスキーム図



都道府県や市町村が積極的に動いてくれない場合はどうしたらよいのでしょうか。

法律上、棚田地域振興活動に参加する者は以下について提案することができます。

- ① 都道府県に対して、都道府県棚田地域振興計画の作成
- ② 都道府県に対して、指定棚田地域の指定申請
- ③ 市町村に対して、協議会を組織すること

①及び②の提案を受けた都道府県は、提案者に対してどのように対応するか通知する必要があります。

